

第2章 環境の現状

本章では、市内を流れる河川の水質や大気汚染の状況、騒音など環境調査の結果をもとに、環境の現状を報告するものです。

概要は、次のとおりです。

○河川の水質は、大井川をはじめとする主要な河川は良好な状態が保たれています。

また、生活排水の影響を受けやすい中小河川についても良好な状態でした。

○大気の状態は概ね良好であり、市内で測定している二酸化硫黄*、二酸化窒素*及び浮遊粒子状物質*は、環境基準*を下回っています。

また、酸性雨についても、毎年雨季の時期を監視機関としpH測定を行っています。

結果はpHの値は低く酸性傾向にありますが、酸性雨に伴う被害等の報告はありませんでした。

○交通騒音は6か所で測定を実施し、全てで環境基準を達成しています。

○市民から寄せられた公害苦情件数は26件で、前年度と比べ12件の減となっています。

その内、大気汚染の苦情が全体の約46%を占め、野焼きに関する苦情が多くなっています。

1 水

市内を流れる河川は、下表のように大きく4つの水系に分けられ、各水系は最終的に菊川水系が遠州灘に流れ込み、それ以外は全て駿河湾に流れ込んでいます。これらの河川は、大井川や菊川といった一級河川を中心にそれぞれ有機的に関係を持ちながら、市街地や平野部を網の目のようにして流れています。このため水辺との関わりは県下でもトップレベルにあり、私たちの生活に欠かすことができないものとなっています。

特に大井川流域では、地下40～65mの大井川扇状地が帯水層*となっており、豊富な地下水の恵みをもたらしています。

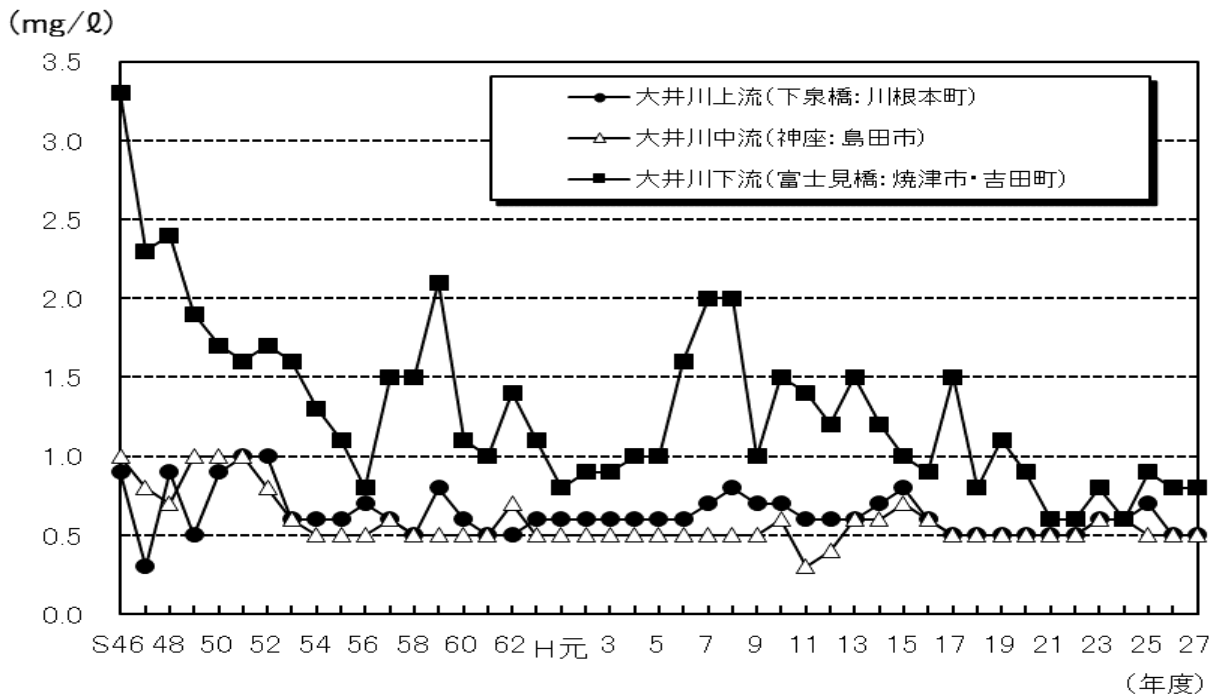
市内の主要河川

水系名	水系を構成する主要河川
大井川水系	大井川、伊久美川、相賀谷川、大津谷川、伊太谷川、大代川、笹間川、家山川、身成川
栃山川水系	栃山川、東光寺谷川
菊川水系	菊川
湯日川水系	湯日川

1-1 大井川の水質

大井川の水質は、代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量*）のここ数年間の平均値からみると、上流部の下泉橋地点と中流部の神座地点（いずれも河川類型AA）では0.5~0.7mg/ℓの間を、市街地を流れ大規模工場が立地している下流部の富士見橋地点（河川類型A）では0.6~0.9mg/ℓの間を推移しています。特に下流域の富士見橋地点では、公害が問題となった昭和40年代初頭に比べ数値が減少しており、大規模工場の排水対策や公共下水道の普及等によって水質改善を行ってきたことにより、良好な水質が保たれているといえます。

大井川におけるBOD値 年度平均値の推移（資料：静岡県発行『大気汚染及び水質汚濁等の状況』）



河川類型は、水質汚濁に係る環境基準*のうち、河川の利用目的などに応じ類型ごと（6種類）に基準値が定められています。市内を流れる全ての河川が類型指定されているわけではなく、大井川など主要な河川が指定されています。そのため、類型指定がない河川については環境基準が適用されません。

主な類型の基準値

類型	pH*	BOD* (mg/ℓ)	SS* (mg/ℓ)	DO* (mg/ℓ)
AA	6.5~8.5	1以下	25以下	7.5以上
A	〃	2以下	〃	〃
B	〃	3以下	〃	5以上
C	〃	5以下	50以下	〃

1-2 市内の中小河川の水質

本市では、大井川などの大きな河川から中小河川を含め島田地区17か所、金谷地区7か所、川根地区4か所でこのうち島田地区の2か所を除き水質測定を年4回（5月、8月、11月、2月）実施しています。

代表的な水質指標であるBOD値についてみると、市内を流れる中小河川は事業所や家庭からの排水の影響を大きく受けやすいものの、水質は概ね良好な状況となっています。

島田地区河川の水質調査結果(平成27年度年平均値)BODは75%値※1も掲載

	測点地点	河川名(類型)	水質検査項目				
			pH	BOD(mg/ℓ)	BOD(mg/ℓ) 75%値	SS(mg/ℓ)	DO(mg/ℓ)
①	神座スポーツ広場横	大井川(AA)	8.0	0.5未満	0.5未満	16.0	10.2
②	富士見橋	大井川(A)	7.7	0.8	0.9	9.5	9.9
③	千歳橋	大津谷川	7.7	1.9	1.6	9.0	10.1
④	栃山川放水門	大津谷川	7.8	0.5	0.5未満	10.8	10.9
⑤	石田橋	湯日川(B)	7.6	0.6	0.5未満	1.5	10.6
⑥	道上橋	湯日川(B)	7.6	0.7	0.6	16.8	10.8
⑦	大久保橋	湯日川(B)	7.1	0.9	0.7	3.0	10.3
⑧	川口橋下流	伊久美川	7.5	0.5未満	0.5未満	1.0	9.9
⑨	相賀橋	相賀谷川	8.2	0.5未満	0.5未満	2.0	9.8
⑩	向谷水門	向谷用水幹線	7.7	0.5未満	0.5未満	22.8	10.9
⑪	横井川末端	横井川	7.7	1.4	1.6	16.8	10.4
⑫	竜江院橋	東光寺谷川	8.1	1.1	1.1	7.3	10.8
⑬	七郎兵衛橋	栃山川(C)	8.0	0.5未満	0.5未満	23.5	10.7
⑭	大幡橋	大幡川	7.4	0.6	0.6	12.8	10.1
⑮	田代環境プラザ下流部	伊太谷川	7.9	0.8	0.9	8.5	9.7
⑯	伊太橋 ※2	伊太谷川	8.0	0.5未満	-	2.0	10.5
⑰	東大橋 ※2	伊太谷川	7.7	0.5未満	-	7.0	9.4

金谷地区河川の水質調査結果(平成27年度年平均値)BODは75%値※1も掲載

	測定地点	河川名(類型)	pH	BOD(mg/ℓ)	BOD(mg/ℓ) 75%値	SS(mg/ℓ)	DO(mg/ℓ)
A	清水橋	沢川	8.0	2.5	3.6	1.5	10.6
B	清水橋	孫九郎川	6.8	1.0	0.6	2.8	8.5
D	清見橋	清水川	6.8	1.1	0.9	5.0	9.1
E	東橋	新堀川	8.5	1.2	1.5	12.5	11.2
F	浅川橋	菊川(A)	7.7	0.5未満	0.5未満	29.0	10.4
G	菊水橋	菊川(A)	7.3	0.5未満	0.5未満	1.5	9.8
H	高橋	大代川	7.5	0.7	0.5未満	5.8	10.1

川根地区河川の水質調査結果(平成27年度年平均値)BODは75%値※1も掲載

	測定地点	河川名(類型)	pH	BOD(mg/ℓ)	BOD(mg/ℓ) 75%値	SS(mg/ℓ)	DO(mg/ℓ)
I	駿遠橋	大井川(AA)	7.5	0.5未満	0.5未満	4.3	9.9
II	新協和橋	家山川	7.5	0.5未満	0.5未満	1.0未満	10.2
III	向嶋橋	身成川	7.4	0.5未満	0.5未満	1.0	10.1
IV	桑之山橋	笹間川	7.2	0.5未満	0.5未満	6.0	9.3

川根地区では、上記のほか野守の池の水質調査も継続的に実施しています。

※1 BODの環境基準達成状況は75%値により評価します。75%値とは年間n個の調査データを小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目の数値のため、市の年4回測定結果の小さいものから3番目の数値が75%値となります。

※2 ⑯、⑰の2か所については年1回の調査のため調査時の測定値となります。

1-3 水利用

本市の生活用水（上水道、簡易水道）は、表流水、地下水、大井川広域水道企業団（水源は表流水）及び大井上水道企業団（水源は地下水）からの受水を水源としています。

平成28年3月31日現在の給水人口は100,127人で、普及率（給水人口／給水区域内人口）は97%です。過去3年間の上水道・簡易水道を合わせた年間配水量及び1日1人あたり配水量は、下表のとおりとなっています。

年間配水量及び1日1人あたり配水量

年 度	年間配水量(m ³)	1日1人あたり配水量(リットル)
平成25年度	13,668,837	381.8
平成26年度	13,900,797	390.7
平成27年度	14,017,273	395.4

(資料: 島田市統計書)

1-4 下水道

本市の公共下水道は昭和61年に計画され、全体計画は1,087haとなっています。平成7年4月1日に供用が開始され、過去3年間の整備状況は下表のとおりとなっています。

公共下水道の状況

(単位: ha, 人, %, m³)

年 度	処理区域面積	処理区域内人口(A)	水洗化人口(B)	水洗化率(B)/(A)	処理汚水量(年間)	有収汚水量(年間)
平成25年度	199.2	10,381	8,546	82.3	1,135,389	1,084,300
平成26年度	205.3	10,564	8,638	81.8	1,152,803	1,098,301
平成27年度	207.5	10,650	8,774	82.4	1,182,846	1,111,556

(資料: 島田市下水道課)

1-5 水質汚濁防止のための方策

市内を流れる中小河川は、工場・事業所からの排水や生活排水など、人為的な影響を強く受けています。市では県と連携し、水質汚濁防止法の規制の対象となっている工場・事業所を中心に立入調査を行うなど、排水浄化の徹底に努めています。

生活排水については、単独浄化槽*から合併浄化槽*への切り替えを推進するとともに、洗剤の適正使用や、使用済みの天ぷら油を排水口に流さないといった行動に取り組み、生活雑排水による水質汚濁を減らすよう、家庭内での浄化対策に積極的に取り組む必要があります。

浄化槽水洗化の状況

(単位: 人)

年 度	コミュニティプラント	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
平成25年度	1,643	39,703	40,294
平成26年度	1,609	39,935	39,732
平成27年度	1,586	40,578	38,579

※ 浄化槽業者からの取扱い世帯数を基に、世帯平均人口により算出(資料: 島田市下水道課)

2 大気

昭和40年代、工場の煙突から排出される汚染物質が全国的に問題となりました。四日市ぜんそく（三重県）や光化学スモッグ（東京都）など、工場からのばい煙*に起因する硫黄酸化物*や窒素酸化物*によって引き起こされる公害が各地で発生し、これに対処するため大気汚染防止法が制定されました。これにより大気汚染防止対策が本格的に始まりました。

本市でも、ばい煙を発生させる工場が多数あり、目に見える被害は起こっていなかったものの、周辺の市町に比べて大気環境の悪化が見られたため、同法に基づき公害防止対策が講じられることとなりました。対策の実施による大気環境の状況を監視するため、静岡県や各工場の協力を得て常時監視を続けています。工場・事業所による法の遵守の徹底に加え、環境保全協定*の締結により大気環境の一層の改善に努めています。

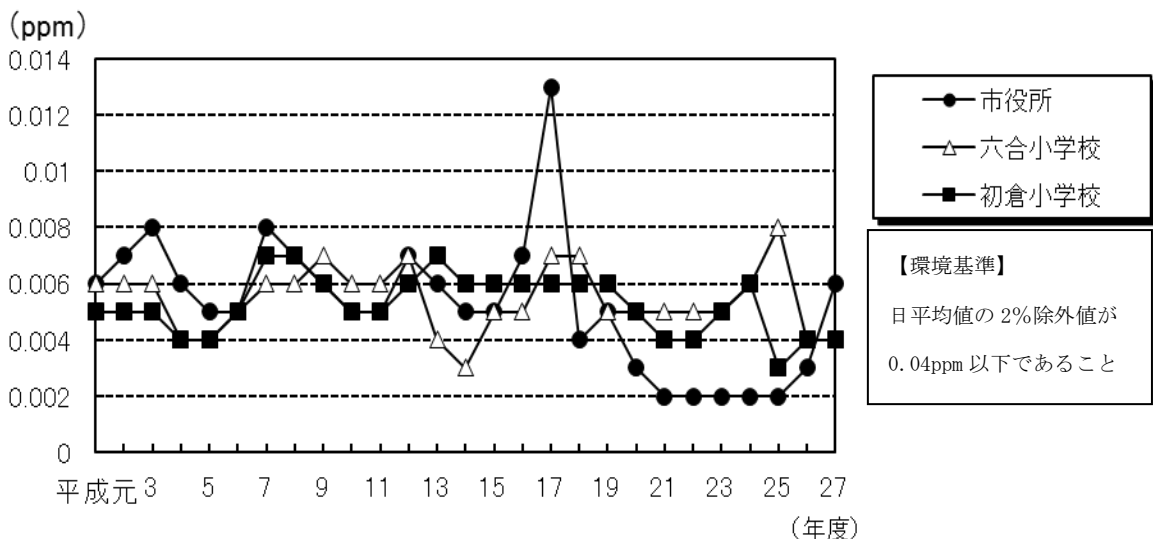
2-1 大気環境監視体制について

本市では、昭和40年6月のクラフトパルプ工場の降下芒硝*の調査をはじめとして、大気汚染監視体制が整備され、現在、島田地区においては3か所（島田市役所、初倉小学校、六合小学校）で二酸化硫黄*と風向風速の常時測定を行っており、島田市役所ではそれに加え二酸化窒素*、非メタン炭化水素*、浮遊粒子状物質*、光化学オキシダント*の測定を行っています。また、金谷地区においては、3か所（夢づくり会館、中町共同店舗、クリーンセンター）で硫黄酸化物*の測定を年4回、金谷南支所ほか5か所で二酸化窒素の測定を年4回実施し、川根地区2か所で二酸化窒素の測定を年4回実施しています。なお、降下芒硝については、近年その影響がほとんど見受けられなくなったため、平成15年度以降測定は行っていません。

2-2 二酸化硫黄*

二酸化硫黄は、ばい煙*に含まれる物質で、せき、ぜん息など呼吸器系疾患を引き起こすなど、人体に影響を及ぼす物質です。市内3か所で測定を実施していますが、近年は多少の変動はあるものの減少傾向となっています。なお、環境基準*は3か所とも達成しています。

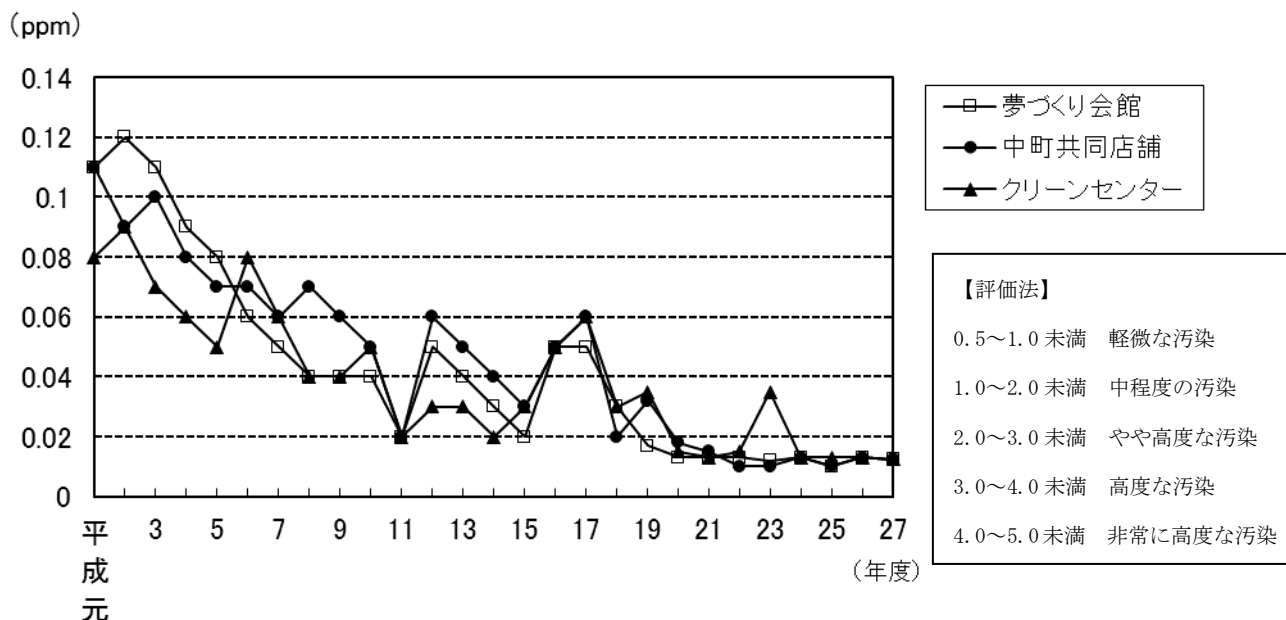
二酸化硫黄(年平均値)の推移



2-3 硫黄酸化物*

硫黄酸化物も、二酸化硫黄と同様ばい煙*に含まれていて、呼吸器疾患を引き起こす物質の1つです。年度によって多少の変動はありますが、測定結果からみると近年は減少傾向となっています。

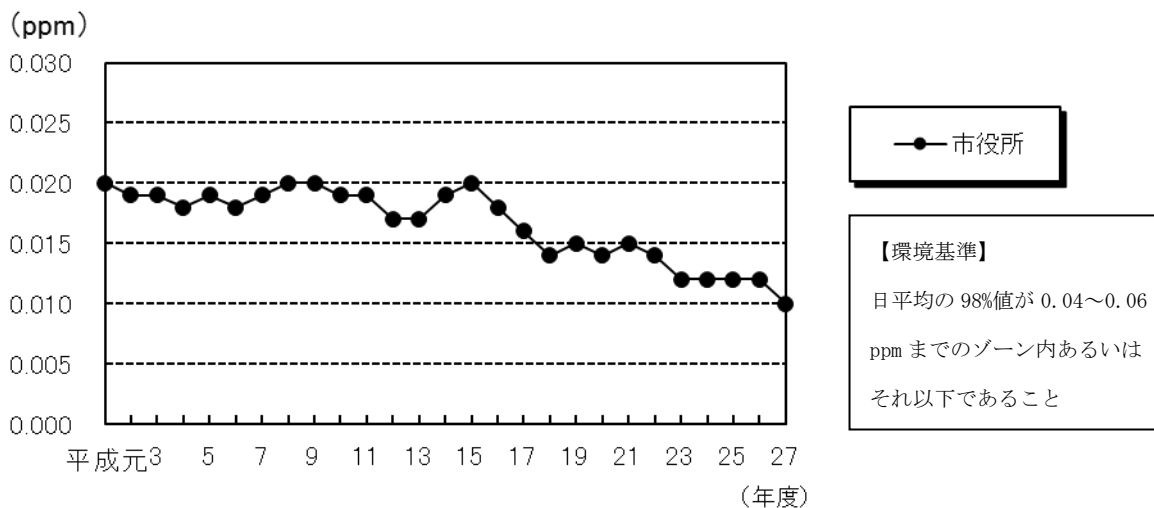
金谷地区の硫黄酸化物(年平均値)の推移



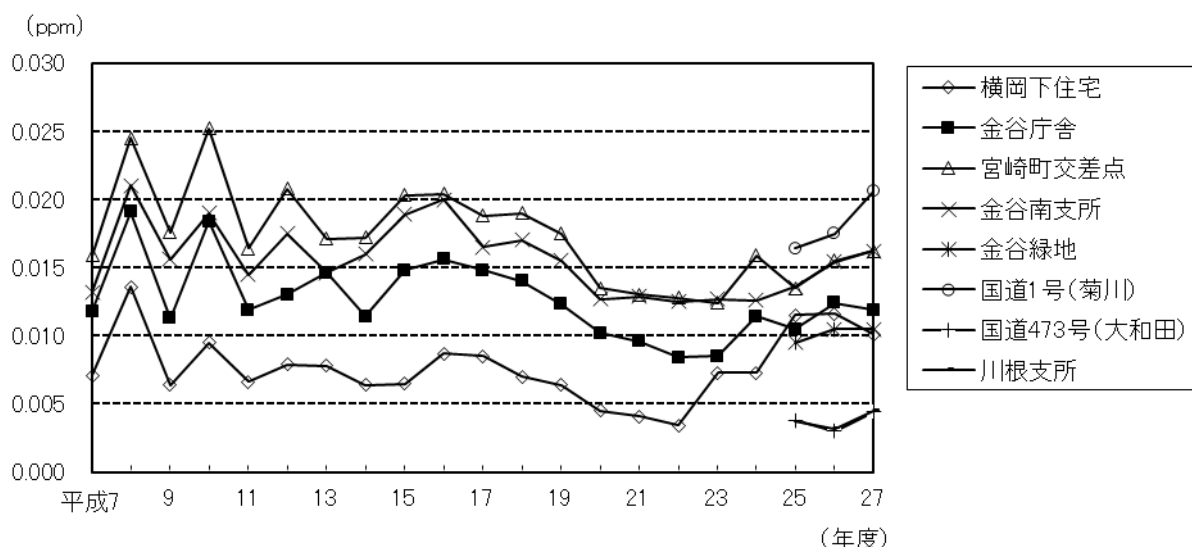
2-4 二酸化窒素*

二酸化窒素は、燃料などの燃焼に伴い発生した一酸化窒素が大気中に放出された後に酸化された物質です。工場のばい煙*や自動車の排ガス中にも含まれ、急性のぜん息性症状を起こすことがあります。また、強い太陽光線のもとで炭化水素*などと反応し、光化学オキシダント*発生的主要原因となっています。近年は、島田地区及び金谷・川根地区において0.004~0.020ppm程度で推移し、環境基準*を達成しています。

島田地区の二酸化窒素(年平均値)の推移



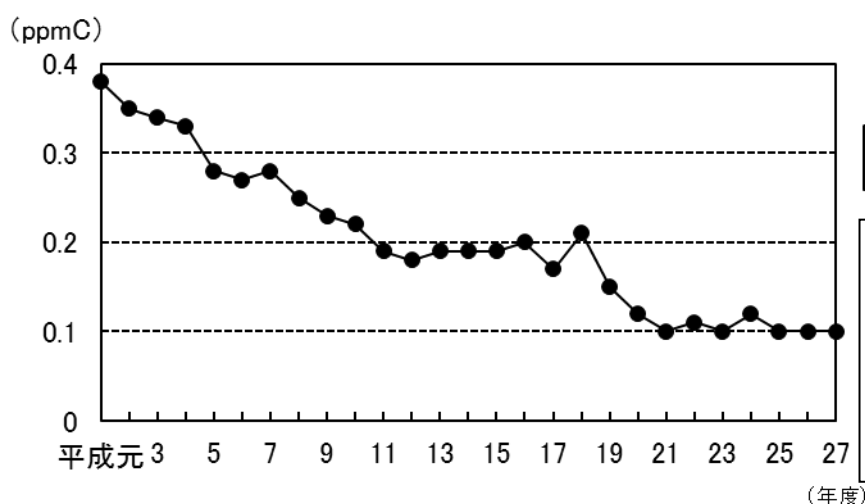
金谷・川根地区の二酸化窒素(年平均値)の推移



2-5 非メタン炭化水素*

非メタン炭化水素は、メタン以外の気体の水素・炭素化合物の総称で、主としてガソリン、塗料の溶剤等が気化したもので、工場・事業場、自動車などから発生します。二酸化窒素とともに光化学オキシダント*発生の主要原因物質といわれています。調査を開始して以来減少傾向でしたが、近年は横ばい状態で推移し、年平均値は指針値未満となっています。

非メタン炭化水素(年平均値)の推移



※ ppmCとは、炭化水素濃度をメタンに換算したものです。炭化水素系の濃度を表示する単位に使用されています。

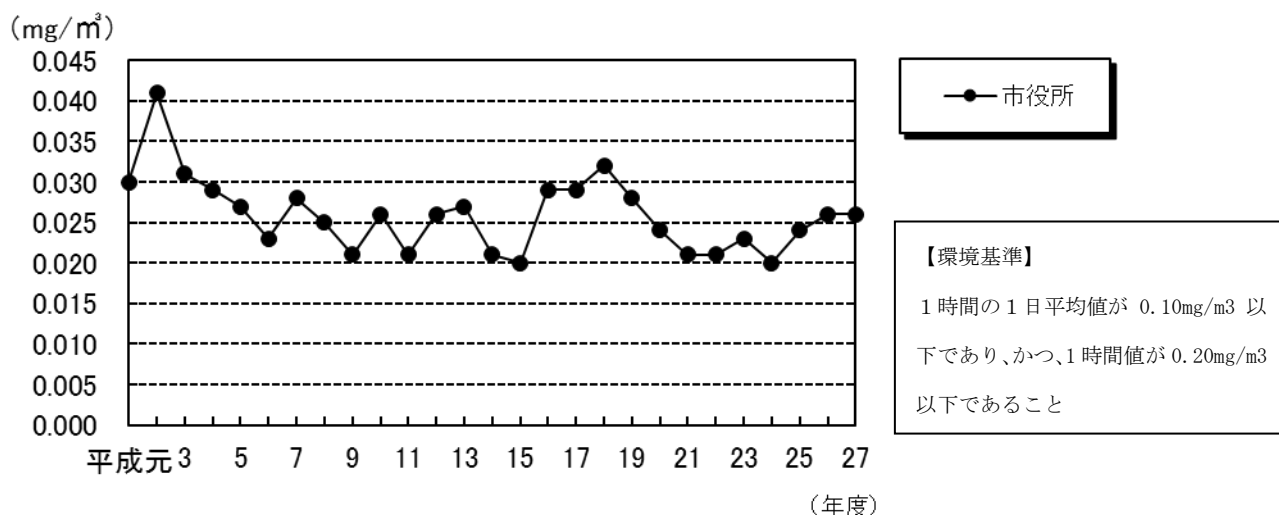
【指針値】

光化学オキシダントの環境基準値である1時間値0.06ppmに対応する濃度は、午前6時から午前9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること

2-6 浮遊粒子状物質 (SPM) *

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質(粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のもの)で、ガスから凝固したり、物の燃焼等から作られるもので、工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、黄砂や風による巻き上げ等の自然現象によるものもあります。近年多少の変動はあるものの横ばい状態で推移し、環境基準*を達成しています。

浮遊粒子状物質(年平均値)の推移



2-7 微小粒子状物質 (PM2.5) *

粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のものをPM2.5と呼び、平成25年1月に中国大陸の大気汚染の影響により西日本で一時的に濃度が上昇したことから、新たな大気汚染問題として注目されるようになりました。髪の毛(約 $70\mu\text{m}$)やスギの花粉(約 $30\mu\text{m}$)、黄砂(約 $4\sim 7\mu\text{m}$)と比べ粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系や循環器系疾患への影響が心配されています。

静岡県は、県及び政令指定都市が設置する大気環境測定局において常時監視を行っており、一定の基準を超えた場合、県内全域を対象に注意喚起情報を発表します。注意喚起情報が発表されましたら、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ控えるようにしてください。特に呼吸器系・循環器系疾患のある人や小児、高齢者などはより慎重に行動するよう注意してください。

平成27年度微小粒子状物質(PM2.5)の測定結果

測定局	有効測定日数	年平均値	日平均値の98%値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を越えた日数と割合		環境基準
	日			$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	
島田市役所	362	12.5	29.7	2	0.6	○

過去5年の微小粒子状物質(PM2.5)の年平均値

年度	H23	H24	H25	H26	H27
年平均値	11.8	10.8	11.6	12.5	12.5

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

【環境基準】
 1年平均値(長期基準)が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値の98%値(短期基準)が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

2-8 光化学オキシダント*

光化学オキシダントは光化学スモッグとも呼ばれ、窒素酸化物*や炭化水素*が太陽からの強い紫外線により光化学反応を起こし、二次的に生成されるオゾンなどの酸化性の強い物質の総称です。目やのどに刺激を与え、頭痛、はきけ、呼吸異常などの症状が起こることが知られています。季節による変動が激しいうえ、人間に与える影響が大きく、気温が上がり太陽からの紫外線が強くなる5月から9月までを、特に「光化学オキシダント監視強化期間」と位置付けています。

(1) 対策の概要

大気中の光化学オキシダント濃度は、県内各地の測定局で常時監視され、発令基準に定められた濃度以上の値を示した場合、地区別に「光化学オキシダント注意報」等が発令されます。その場合、該当地区（島田市は志太・川根地区に該当）の市町は、関係機関と協力して注意報等の発令を市民に周知し、自主的に協力を表明している工場は、前もって定めた計画書に従って使用燃料を削減し、ばい煙*の排出を抑制することとなっています。本市内では、特種東海製紙(株)島田工場が協力工場となっています。

光化学オキシダント注意報等発令基準

発令基準	発令条件
注意報	1時間値の濃度が0.12ppm以上で、かつ大気の汚染状態が継続すると認められるとき
警報	1時間値の濃度が0.24ppm以上で、かつ大気の汚染状態が継続すると認められるとき
重大緊急警報	1時間値の濃度が0.40ppm以上で、かつ大気の汚染状態が継続すると認められるとき

(2) 光化学オキシダント注意報等発令時の注意点

光化学オキシダント注意報等が発令された場合、光化学オキシダントによる被害の防止を図るため、次の各項目を守るよう呼びかけることにしています。光化学オキシダントによる健康被害は、高齢者や児童など抵抗力の弱い者に見られることが多いため、周囲の人の様子に気を配る必要があります。

- ・ 外出は控え、発令時に学校等で児童が屋外にいる場合、直ちに屋内に避難させる。
- ・ のどや目の痛みを感じたときは、うがいや洗顔を行い、それでも状況がよくなる様子が見られない場合は、速やかに医師の診察を受ける。
- ・ 光化学オキシダントの被害であることが明らかな場合、市に被害状況（住所、人数、連絡先等）を報告する。

(3) 光化学オキシダント注意報発令状況及び濃度測定結果

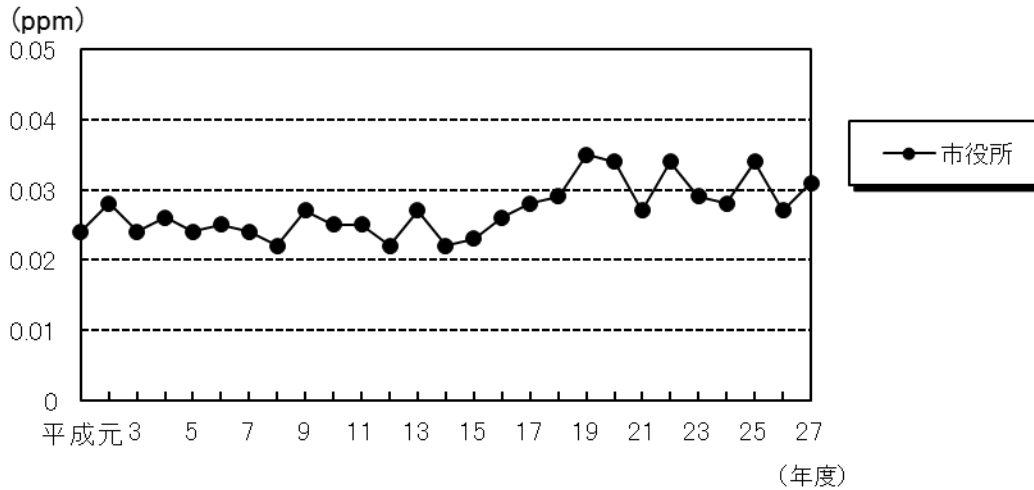
平成27年度は、志太・川根地区（焼津市、藤枝市、島田市、川根本町）で、光化学オキシダント注意報等は1度も発令されませんでした。

なお、光化学オキシダント濃度の測定結果をみると、環境基準*（1時間値が0.06ppm以下）の達成は依然として難しい状況となっています。

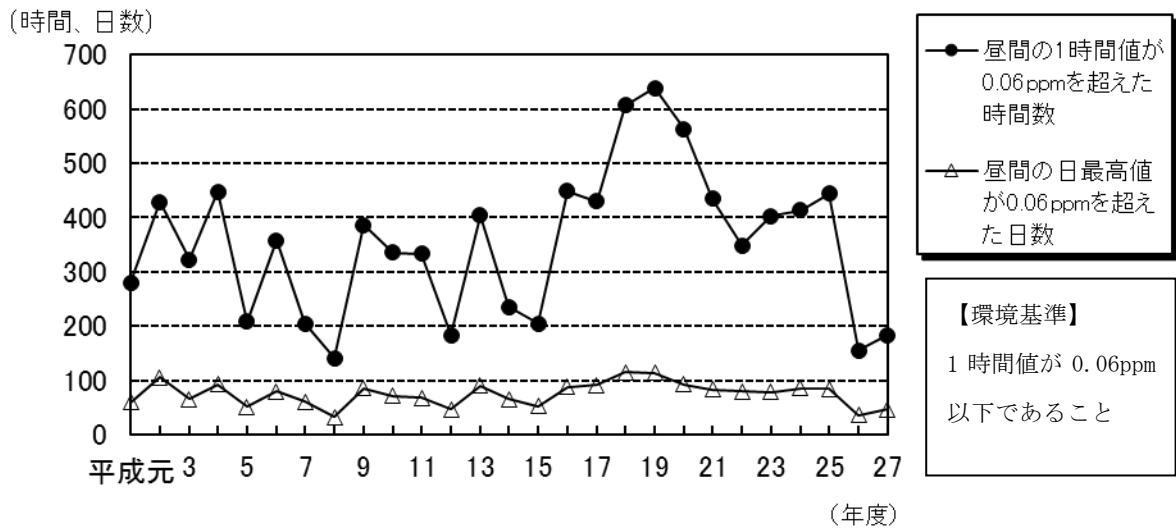
島田市測定局(市役所)の光化学オキシダント濃度測定結果

年度	0.06ppmを超えた時間数	0.06ppmを超えた日数	時間最高値 (ppm)	年平均値 (ppm)	環境基準達成状況
H25	444	84	0.109	0.034	否
H26	155	36	0.095	0.027	否
H27	183	46	0.088	0.031	否

島田市測定局 光化学オキシダント濃度(年平均値)の推移



島田市測定局 光化学オキシダント濃度の状況



2-9 有害大気汚染物質

静岡県では、有害大気汚染物質の汚染の実態を把握するため、県内複数箇所でこれらの環境モニタリングを行っており、島田市役所においても計21物質について実施しています。平成27年度の測定結果は、下表のとおりで、環境基準*が設定されている4物質についてはすべて環境基準を下回り、全国平均と比較しても多くの物質がその値を下回っています。

有害大気汚染物質環境モニタリング結果(平成27年度)

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (金属類及びベンゾ(a)ピレンは単位: ng/m^3)

物質名	島田市	環境基準 環境指針	参考資料(※)		
			全国平均値(最小値～最大値)		
ベンゼン	0.75	3	1.0	(0.41～2.5)	
トリクロロエチレン	0.11	200	0.51	(0.0078～20)	
テトラクロロエチレン	0.041	200	0.15	(0.0095～4.6)	
ジクロロメタン	1.1	150	1.5	(0.27～24)	
アクリロニトリル	0.031	2	0.070	(0.037～1.1)	
塩化ビニルモノマー	0.0091	10	0.046	(0.0017～1.4)	
クロロホルム	0.21	18	0.23	(0.037～1.9)	
1,2-ジクロロエタン	0.11	1.6	0.20	(0.033～8.2)	
1,3-ブタジエン	0.075	2.5	0.11	(0.0062～1.0)	
トルエン	3.6	-	7.4	(0.49～70)	
塩化メチル	1.3	-	1.5	(0.12～6.3)	
アセトアルデヒド	3.0	-	2.1	(0.63～8.9)	
ホルムアルデヒド	3.5	-	2.6	(0.91～10)	
金属類	水銀及びその化合物	1.1	40	2.0	(0.95～4.9)
	ニッケル化合物	0.66	25	4.1	(0.15～45)
	ヒ素及びその化合物	0.22	6	1.6	(0.18～31)
	ベリリウム及びその化合物	0.0044	-	0.020	(0.0021～0.15)
	マンガン及びその化合物	2.4	140	24	(1.7～140)
クロム及びその化合物	0.88	-	5.3	(0.46～45)	
ベンゾ(a)ピレン	0.055	-	0.18	(0.022～1.4)	
酸化エチレン	0.053	-	0.083	(0.032～1.0)	

※参考資料:平成26年度 大気状況について(有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告)
(平成28年3月31日環境省水・大気環境局大気環境課)

2-10 酸性雨

雨は、汚染物質が含まれていない場合でも大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、pH5.6程度の弱酸性を示します。酸性雨とはpH5.6以下の雨のことを指します。大気中に排出された二酸化硫黄*、窒素酸化物*などの一次汚染物質が、硫酸イオンや硝酸イオンなどに変換され、これが雨水のpH低下に大きく関与していると考えられます。酸性雨による被害は雨の降り始めや霧雨時に現れやすく、目への刺激や皮膚の痛み等がある場合があります。

昭和48～49年に県内で酸性雨の影響と思われる被害が発生して以来、毎年6月から9月までを監視期間と定め、市役所屋上で観測を続けていますが、本市では、現在まで酸性雨によるものと断定できる被害は発生していません。

過去3年間の雨水pH測定結果

年度	月	島田市 (市役所屋上)		静岡県 (環境衛生科学研究所)	
		平均値	最低値	平均値	最低値
H25	6	4.9	3.9	5.5	4.4
	7	4.2	3.6	4.5	3.5
	8	4.5	3.9	4.5	3.6
	9	4.5	4.1	5.2	4.2
H26	6	5.3	4.1	4.7	3.9
	7	4.4	4.0	5.0	4.0
	8	5.4	4.5	5.0	3.7
	9	4.4	3.9	4.9	3.9
H27	6	4.7	3.9	5.1	4.2
	7	4.9	4.5	5.2	4.0
	8	4.2	3.7	4.9	3.7
	9	4.9	4.2	5.2	3.8

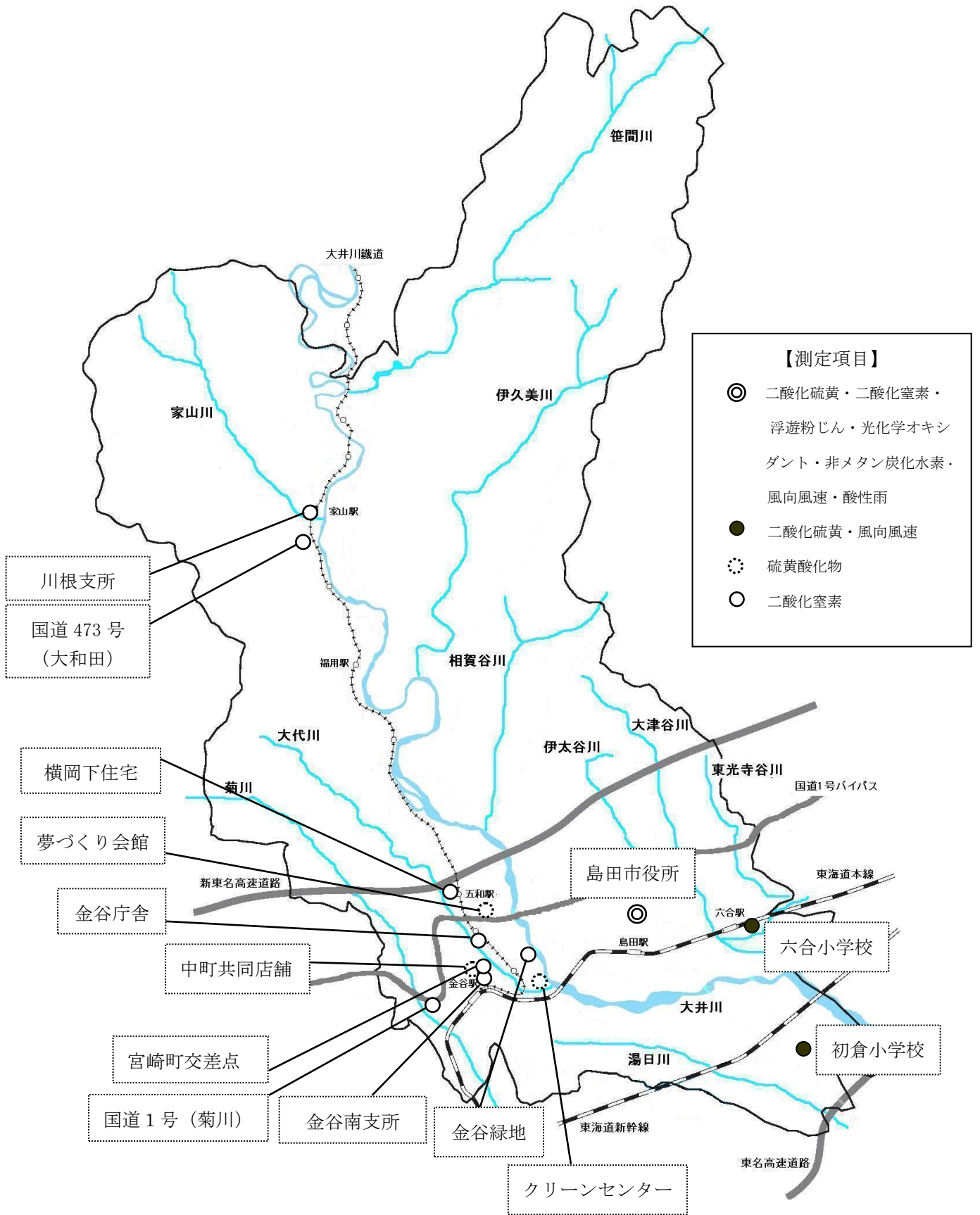
※ pH値は、数値が低いほど酸性度が強くなります。

2-11 大気汚染防止に係る届出状況

ばい煙*又は粉じんの発生によって大気汚染に大きな影響を与えるおそれがある施設を有する事業場等は、大気汚染防止法、静岡県生活環境の保全等に関する条例によって、その施設について届出と管理が義務付けられています。

特に、粉じんの中でもアスベスト（石綿）*を含むものは「特定粉じん」と呼ばれ、他の粉じん（一般粉じん）とは区別されています。アスベストが発生する施設を設置・使用する際には、「特定粉じん発生施設」に係る届出が必要となります。また、建築物の種類や規模によらず特定建築材料が使用されている建築物を解体し、改造し、または補修する作業は、すべて「特定粉じん排出等作業届」を提出しなければなりません。なお、特定粉じん排出等作業実施届出書の提出受付窓口は、各市町の環境保全担当課となります。本市における、平成27年度の特定粉じん排出等作業実施届出書の件数は13件でした。

大気環境測定地点



3 ダイオキシン類*

ダイオキシン類は、ごみの焼却や化学物質の合成過程などで生成される化学物質であり、自然分解されにくく、大気環境・水環境・土壌環境などに蓄積していくことと、人の体内に多量に蓄積した場合、甲状腺機能の低下などその毒性が問題となっています。特に、脂肪に蓄積されやすく、人の場合は体内から分解、排出されて半減するまでに7年程度かかると言われています。

3-1 発生源対策

ダイオキシン類は通常、主に塩化物を含む物質を低温度で燃焼した場合に発生しやすいため、燃焼管理のできない一般家庭や事業所等の焼却炉は、ダイオキシン類を大量に発生させるおそれがあります。そのため、ダイオキシン類対策特別措置法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、焼却炉の規模を定めて、ダイオキシン類を発生しやすい焼却炉を廃止させたり、十分な機能をもつ焼却炉でも届出によって管理を徹底させるようにしています。

3-2 環境中の濃度

ダイオキシン類は大気中や河川、地下水、土壌中などに入り込み蓄積されていきます。そのため、県や市によって大気以外の環境に含まれるダイオキシン類の調査が行われています。本市では、地下水に含まれるダイオキシン類の調査は毎年市が、土壌に含まれるダイオキシン類の調査は県が実施しています。

調査結果はいずれも環境基準値以下となっています。

地下水中のダイオキシン類濃度調査結果

(単位: pg-TEQ/l)

調査年度	調査地点	調査結果	平成26年度全国調査の結果範囲	環境基準
H18	島田第一中学校	0.033	0.012~1.0	1以下
H19	金谷小学校	0.021		
H20	北中学校	0.033		
	向島町(旧東海パルプ(株))	0.016		
H21	島田商業高校	0.023		
H22	島田工業高校	0.019		
H23	島田第四小学校	0.024		
H24	島田第三小学校	0.024		
H25	六合小学校	0.024		
H26	金谷小学校	0.024		
H27	初倉中学校	0.021		

土壌中のダイオキシン類濃度測定結果

(単位: pg-TEQ/g)

調査年度	調査地点	調査結果	平成26年度全国調査の結果範囲	環境基準
H14	第三小学校	0.69	0~100	1,000以下
	旧金谷中学校グラウンド	0.12		
H15	第一小学校	0.12		
H16	神座小学校	0.15		
H18	金谷小学校	0.065		
H19	五和小学校	0.14		
H20	川根中学校	0.42		
H21	湯日小学校	0.57		
H22	相賀小学校	0.81		
H23	伊太小学校	0.15		
H26	大津小学校	0.020		

3-3 ダイオキシン類発生防止に係る届出状況

ダイオキシン類を発生させるおそれがある施設を有する事業場等は、ダイオキシン類対策特別措置法により、施設の設置についての届出と、年1回以上の測定結果報告が義務付けられています。

本市において届出のある事業所数は下表のとおりです。

ダイオキシン類特定施設設置届出状況(平成28年3月末現在)

特定施設の種類		届出事業所数
大気	廃棄物焼却炉	11
水質	廃棄物焼却炉の排ガス処理施設	1

4 騒音と振動

日常発生する音の中で「好ましくない音」「ない方がよい音」を総称して騒音といいます。また、発生源からの衝撃が空気を伝播するものを騒音と呼ぶのに対し、地盤を伝播するものを振動と呼びます。

大気や水質などの汚染と異なり、騒音・振動・悪臭の各公害は感覚公害と呼ばれ、実際の被害が目に見えにくく、また被害者である受け手それぞれで感じ方も異なります。

騒音・振動レベルの基準はデシベル(dB)*を単位としており、実際の音や揺れと騒音・振動レベルとの関係は、下表のとおりです。

騒音・振動レベルと実際の音や揺れとの関係

レベル	騒音	振動
120dB	飛行機やエンジンの近く	-
110dB	自動車の警笛(距離2m)	震度階級における激震。家屋倒壊が30%以上に及び、山崩れ、地割れ、断層などを生じる。
100dB	電車が通るときのガード下	震度階級における強震・烈震に相当。歩行が困難で、軟弱な地盤は割れたり崩れたりする。
90dB	カラオケ(営業所内) 騒々しい工場の中	中震に相当し、電柱・立木などが揺れるのがわかる。
80dB	地下鉄・バスの車内	人体に有意な生理的影響が生じ始める。
70dB	電話のベル(距離1m) 騒々しい事務所の中	工場の職員に異常が生じ始める境界
60dB	静かな乗用車 普通の会話(距離1m)	浅い眠りの場合、目がさめる。
50dB	静かな事務所、図書館	人体が振動を感じ始める。
40dB	静かな公園	常時微動
30dB	静かな住宅地の夜 スタジオ	通常、異常はみられない。
20dB	木の葉の触れ合う音、ささやき声 置時計の秒針の音(前方1m)	通常、異常はみられない。

基準以下の音や揺れであっても、その音質や発生源者との人間関係などから敏感になる人もいます。そのため、例えば音楽を聴いている人にとっては好ましい音も、聴きたくない人にとっては騒音となります。

騒音公害には次のような種類があります。第1は自動車等の交通によって発生する交通騒音、第2は航空機の飛行等によって発生する航空機騒音、第3は工場等の操業によって発生する工場騒音、第4は建設工事などで発生する建設騒音、そして最後に、市民が日常の生活を営む中で非意図的に発生してしまう生活騒音です。振動公害については発生源が騒音と同じである場合が多いものの、問題となるほどの高レベルの振動はまれです。

4-1 騒音・振動の評価

騒音は、音による空気の振動レベルの大きさを測ることで評価します。振動は、地盤から伝播する振動レベルの大きさです。騒音の評価には等価騒音レベル(L_{eq})*が用いられます。航空機騒音については、L_{den}(時間帯補正等価騒音レベル)*という単位が使用されています。本市における騒音・振動の基準は、騒音の種類により26、27ページの表のとおりとなっています。これらの基準は、「都市計画法」に基づく都市計画地域により決定されています。

交通騒音・生活騒音の環境基準*

(単位：dB)

地域の類型		A		B		C	
都市計画において指定された地域		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域(金谷地区) 第2種中高層住居専用地域(金谷地区)		第1種中高層住居専用地域(金谷地区を除く) 第2種中高層住居専用地域(金谷地区を除く) 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない都市計画区域内(初倉地区の一部を除く) 都市計画区域外の地域(川根地区の一部)		近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 用途地域の定めのない都市計画区域内(初倉地区の一部)	
時間区分		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
交通騒音	高速道路・一般国道・県道・市道(4車線以上の区間に限る)	70	65	70	65	70	65
	2車線以上の車線を有する道路	60	55	65	60	65	60
	1車線の車線を有する道路	55	45	55	45	65	60
生活騒音(道路に面しない地域)		55	45	55	45	60	50

(交通騒音) 昼間：午前6時～午後10時まで 夜間：午後10時～翌日午前6時まで

航空機騒音の環境基準(平成25年4月1日からLdenを使用)

地域の類型	I	II
該当地域	初倉地区全域及び金谷地区の一部のうち、 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	初倉地区全域及び金谷地区の一部のうち、 左記以外の地域(工業専用地域、飛行場内及び空港敷地内を除く)
基準値	Lden 57dB以下 (WECPNL 70以下)	Lden 62dB以下 (WECPNL 75以下)

交通振動の基準限度表

(単位：dB)

区域区分	第1種区域の1		第1種区域の2		第2種区域の1		第2種区域の1	
都市計画において指定された地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域(金谷地区) 第2種中高層住居専用地域(金谷地区)		第1種中高層住居専用地域(金谷地区を除く) 第2種中高層住居専用地域(金谷地区を除く) 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない都市計画区域内(初倉地区の一部を除く) 都市計画区域外の地域(川根地区の一部)		近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域(金谷地区の一部) 用途地域の定めのない都市計画区域内(初倉地区の一部)		工業地域(金谷地区の一部を除く)	
交通振動	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
	65	60	65	60	70	65	70	65

(交通振動) 昼間：午前8時～午後8時まで 夜間：午後8時～翌日午前8時まで

区域	騒音 振動	第1種区域				第2種区域				第3種区域				第4種区域			
		第1種区域の1				第1種区域の2				第2種区域の1				第2種区域の2			
都市計画において指定された地域		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域（金谷地区） 第2種中高層住居専用地域（金谷地区）				第1種中高層住居専用地域（金谷地区を除く） 第2種中高層住居専用地域（金谷地区を除く） 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない都市計画区域内（初倉地区の一部を除く） 都市計画区域外の地域（川根地区の一部）				近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域（金谷地区の一部） 用途地域の定めのない都市計画区域内（初倉地区の一部）				工業地域（金谷地区の一部を除く）			
	工場騒音	朝	昼	夕	夜	朝	昼	夕	夜	朝	昼	夕	夜	朝	昼	夕	夜
		45	50	45	40	50	55	50	45	60	65	60	55	65	70	65	60
工場振動		昼間		夜間		昼間		夜間		昼間		夜間		昼間		夜間	
		60		55		65		55		70		60		70		65	

(騒音) 朝：午前6時～午前8時まで 昼：午前8時～午後6時まで 夕：午後6時～午後10時まで
夜：午後10時～翌日午前6時まで

※第1種区域と第3種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線が接している場合における当該第3種区域及び第4種区域の当該境界線から30メートルの区域内における規制基準は、上記の値から5dBを減じた値が基準値となる。

(振動) 昼間：午前8時～午後8時まで 夜間：午後8時～翌日午前8時まで

※学校、保育所、病院、図書館、特養老人ホームの敷地の周囲およそ50メートル以内の場合、上記の値からそれぞれ5dBを減じた値が基準値となる。

特定建設作業*によって生じる騒音及び振動の基準

基準値 (敷地境界線における基準)	1号区域	騒音：85dB 振動：75dB
	2号区域	
作業時間 ※	1号区域	午後7時から翌日の午前7時までは禁止
	2号区域	午後10時から翌日の午前6時までは禁止
1日の作業時間 ※	1号区域	10時間を超えないこと
	2号区域	14時間を超えないこと
作業期間 ※	1号区域	連続6日を超えないこと
	2号区域	
日曜日その他の休日 ※	1号区域	禁 止
	2号区域	

1号区域・・・特定工場等の規制基準の第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域のうち、学校、病院等の施設の周囲おおむね80メートル以内の区域

2号区域・・・第4種区域のうち、1号区域以外の区域

※ 災害等により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などは除く。

4-2 交通騒音・交通振動

交通騒音・交通振動は、自動車が通行・アイドリングをする際のエンジン音、タイヤの摩擦音、クラクション音、通行に伴う揺れなど、交通に係る全ての騒音及び振動のことです。また、大型車の過剰な通行や、地盤が弱いなどの理由から陥没する場合があります。

ただし、選挙活動や自動車による商業宣伝などは、ここでいう交通騒音には含まれません。

本市では近年、平成24年4月の新東名高速道路開通、平成25年8月の「はばたき橋」開通など、交通事情に変化が生じており、新たな交通騒音・振動問題に注視していく必要があります。

【自動車騒音・交通量調査について】

市内主要道において年1回、市独自で調査を行っています。

平成27年度の騒音調査結果では、昼夜を含め全ての箇所で環境基準*を達成しています。

平成27年度の交通騒音・交通量調査結果

測点 番号	調査道路 測定場所	測定日	区分	騒音(dB)				交通量(台/10分)	
				測定値	前年度 比較	環境 基準	適 否	台数	前年度 比較
A	県道伊久美元島田線 野田1200-5	H28.2.2~3	昼間	62.7	-3.7	70	適	2,024	+233
			夜間	57.8	-2.4	65	適	93	-11
B	市道岸元島田線 御仮屋町9573-9	H27.9.15 ~ 16	昼間	62.2	+1.5	65	適	2,479	-87
			夜間	57.4	+4.2	60	適	126	+33
C	国道473号 金谷宮崎町376-5	H27.9.15 ~ 16	昼間	65.6	-1.5	70	適	1,816	-46
			夜間	59.0	-1.2	65	適	140	+12
D	国道1号 野田192地先	H28.2.2~3	昼間	60.2	+1.0	70	適	4,428	-345
			夜間	61.4	+2.5	65	適	879	-140
E	島田吉田線バイパス 阪本3528	H27.11.10~ 11	昼間	67.9	+1.5	70	適	2,076	-94
			夜間	61.6	+2.2	65	適	130	-5
F	県道島田金谷線 中溝町1726-4	H27.11.10~ 11	昼間	66.2	+0.7	70	適	2,796	-97
			夜間	60.5	-1.1	65	適	191	+7

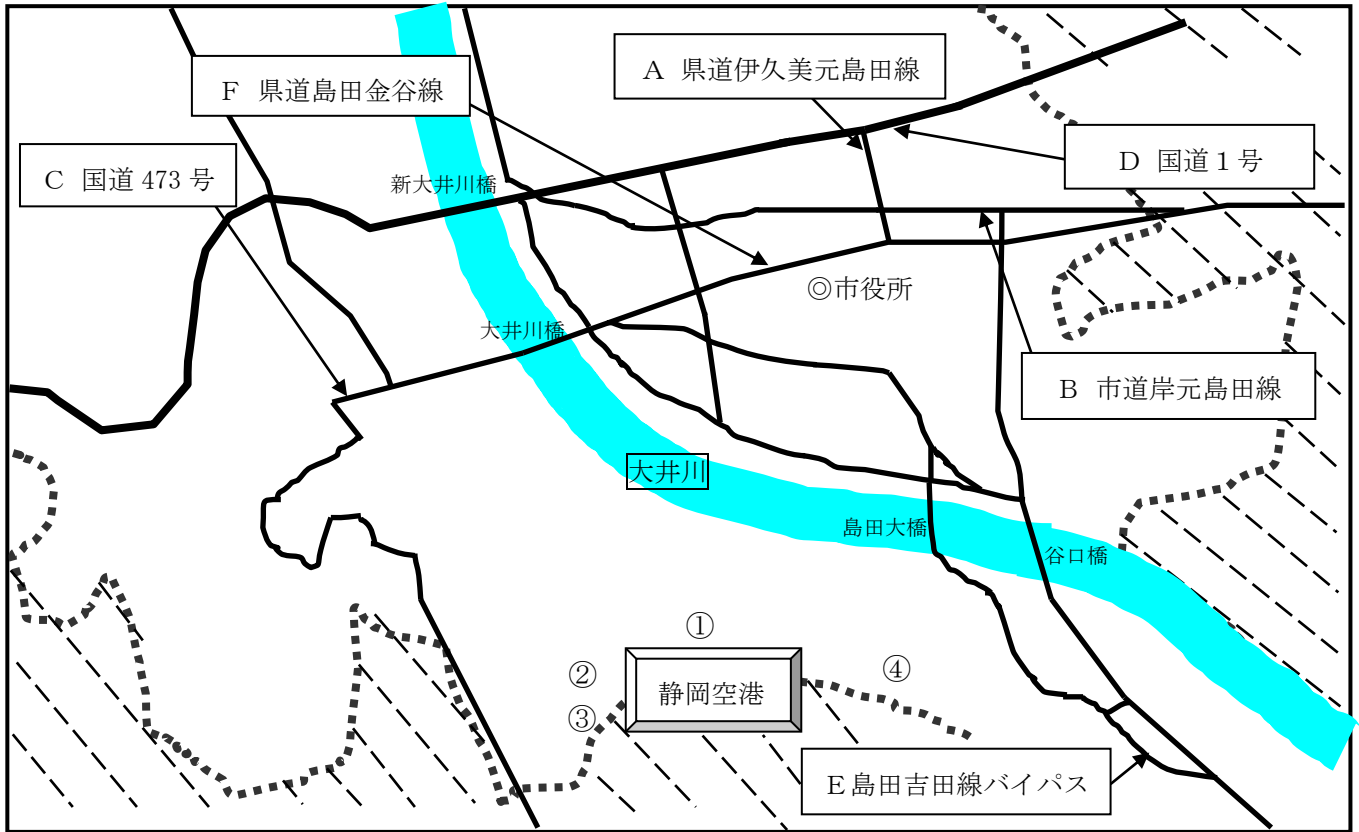
※ 昼間:午前6時~午後10時まで 夜間:午後10時~翌日6時まで

※ 騒音測定値は等価騒音レベル(Leq)

各測点における過去2年間の調査データとの比較

測点 番号	時間	騒音レベル (dB)			交通量 (台/10分)		
		H25年度	H26年度	H27年度	H25年度	H26年度	H27年度
A	昼	63.5	66.4	62.7	2,137	1,791	2,024
	夜	57.4	60.2	57.8	156	104	93
B	昼	60.2	60.7	62.2	2,352	2,566	2,479
	夜	51.9	53.2	57.4	115	93	126
C	昼	66.0	67.1	65.6	1,865	1,862	1,816
	夜	59.7	60.2	59.0	119	128	140
D	昼	66.6	59.2	60.2	4,581	4,773	4,428
	夜	66.3	58.9	61.4	915	1,019	879
E	昼	61.1	66.4	67.9	2,112	2,170	2,076
	夜	54.8	59.4	61.6	104	135	130
F	昼	66.8	65.5	66.2	2,972	2,893	2,796
	夜	60.7	61.6	60.5	203	184	191

交通騒音調査及び航空機騒音調査地点



【自動車騒音常時監視結果について】

騒音規制法に基づき、平成24年度から市が実施することとなった調査で、市内主要道路の道路端から50メートル以内に位置する建物への騒音レベルを評価し（面的評価）、環境基準*の達成状況を環境省に報告しています。

平成27年度は市内3路線で調査を行い、いずれの評価区間でも環境基準達成率が90%を超えており、概ね良好な状況を示しました。

自動車騒音の常時監視に係る面的評価結果

評価区 間番号	道路名	環境基準達成率 (%)		達成戸数(戸)		評価 対象 全戸数 (戸)
		昼間	夜間	昼間	夜間	
10160	国道1号	100	95.0	20	19	20
40670	県道島田吉田線	100	100	304	304	304
62590	県道島田金谷線	93.3	98.0	139	146	149
	合計			463	469	473

4-3 航空機騒音

航空機騒音には、航空機の離陸及び着陸に伴って発生する飛行騒音と、飛行場内における航空機の運用や機体の整備に伴って発生する地上騒音とがあり、騒音レベルが高い上に影響の及ぶ範囲が広いという特徴があります。平成21年6月に富士山静岡空港が開港したことにより、本市でも新たに生じることとなっ

た騒音です。航空機騒音については環境基本法に基づき、国及び静岡県により、26ページ中段の表のとおり環境基準値及び地域類型が定められています。航空機騒音の評価指標は、平成24年度まではWECPNL（加重等価平均感覚騒音基準。「やかましさ」の評価単位）が使用されていましたが、平成25年4月1日から時間帯補正等価騒音レベル（Lden）*へ変更されました。

富士山静岡空港周辺においては、静岡県が年2回騒音測定を実施しています。本市内では4か所で測定されており、いずれも環境基準*を達成しています。

航空機騒音の調査結果(平成27年度)

測定番号	調査地点	地域類型	環境基準値(Lden)	年平均(Lden)	評価(年平均)
①	原の平公民館付近(湯日)	II型	62dB	43dB	○
②	吹木茶農協緑茶加工場付近(湯日)			47dB	○
③	切山新田集会所付近(切山)			48dB	○
④	ウエストロック㈱[旧:ミッドウエストペーコ㈱]島田工場付近(船木)			48dB	○

4-4 工場騒音・工場振動

工場の操業による騒音と振動は、発生源も被害者も移動せず、加害者の特定が比較的容易ですが、加害者側の事情により改善への取組がなされない場合も多くあります。一定規模以上の設備を備えた工場は騒音規制法及び振動規制法により規制されますが、中小規模の工場については経済的な問題や立地条件などが厳しく改善が進んでいません。

騒音規制法及び振動規制法では、著しい騒音・振動を発生する可能性のある施設を「特定施設」と定め、騒音については静岡県生活環境の保全等に関する条例によって、クーリングタワー、集じん施設*、冷凍機などの施設を上乗せし範囲を広めています。これらの特定施設を有する工場、事業所は市への届出と規制基準（27ページ参照）の遵守義務が課せられており、規制基準に適合しないことにより、周囲の環境が損なわれると市が認める場合は改善勧告などを行うことができます。

4-5 生活騒音・生活振動

生活騒音は、事業者でない市民が日常生活の中で発する音が、他の住民にとって騒音となってしまうもので、近所のピアノやステレオの音、住宅密集地でのエアコン室外機の旋風音などがあります。もともとは市民の生活の場におけることでありながら、市民同士が被害者と加害者に分かれて争うこと、近所同士の今後の関係などの要素がからみ合うことなど、基本的に犯罪性が乏しく当事者以外が被る影響が小さいものが多いことから、法律の適用による行政処分が困難です。そのため、解決に向けて行政のみならず当事者同士の解決に向けた努力が欠かせません。

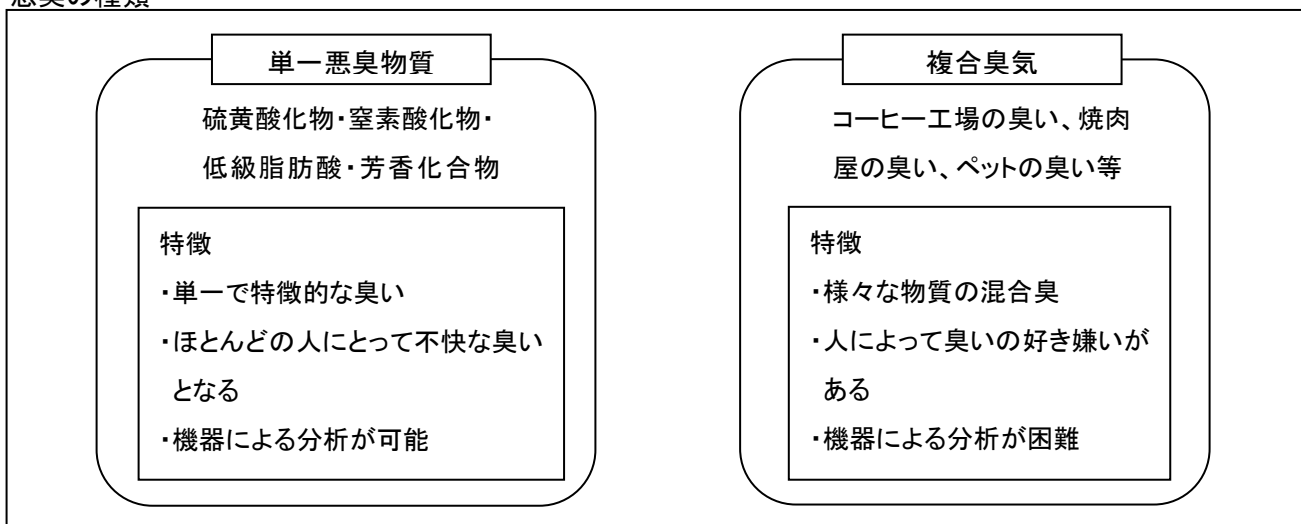
市民生活の多様化や地域コミュニティの弱体化により、近所同士の付き合いが希薄になる中で、地域のもめごとが行政に持ち込まれる例が多く、行政が「よろず相談所」と化している面もあります。

また、土木工事にかかわる騒音・振動においては、工事が終了するまでの一過性のものではありませんが、重機や作業機械を用いた建設作業は周囲の生活環境に与える影響が極めて大きく、また日本では頻りに土木工事が行われ、かつ、その期間が長期化しやすく、加えて周辺の住民への説明が不十分な場合もあります。騒音規制法・振動規制法では、特定の重機や作業機械を用いる建設・解体作業等を市内で行う場合、その作業を特定建設作業*（27ページ参照）として、当該工事の概要と使用する重機などを市に届け出ることになっています。

5 悪臭

悪臭とは、「人に不快感、嫌悪感を与えるものであって嗅覚に直接訴え、生活環境を損なうおそれのある臭い」とされ、昭和47年に制定された悪臭防止法によって、被害を防ぐよう取組がされています。悪臭公害の特徴として、騒音や振動と同じく感覚公害の1つとされていること、悪臭を構成する要素は空気中の化学物質であり、大別すると単一悪臭物質と複合臭気の2種類があります。

悪臭の種類



5-1 単一悪臭物質

主に化学薬品を使用する工場や、し尿処理場などでの過剰な悪臭の発生を抑制するために、悪臭防止法では22種類の物質を特定悪臭物質に指定し、各地の工場等の立地条件を踏まえながら規制区分を指定して、その区分に従って敷地境界線上の濃度規制がなされています。

また、静岡県生活環境の保全等に関する条例では、特に悪臭を発生するおそれのある10種類の施設について悪臭に係る特定施設と定め、届出と管理を義務付けています。

5-2 複合臭気

複合臭気は、その特性上測定が困難であることから研究が遅れ、基礎データの収集や防止対策の方法について、長い間法的措置がとられませんでした。平成8年から、当時の環境庁によって官能試験法（三点比較式臭袋法）が採用され、人間の嗅覚を用いた分析も行われるようになりました。

本市では、平成21年度から市全域に臭気指数*規制を適用し、規制基準は臭気指数15と定めています。

なお、旧金谷町では平成13年度から臭気指数制度を適用しており、合併後も金谷地区では平成20年度まで臭気指数18を規制基準としていました。

5-3 脱臭のための技術

悪臭は、空気中に含まれる悪臭物質によるものであり、悪臭物質を空気中から取り除くことで臭いを弱めることができます。悪臭防止法では、特定施設の管理項目の中に、脱臭装置の設置や防臭剤の散布を義務付けていますが、特定施設に当たらない小規模の事業所からの悪臭についても、必要に応じて設置する

のが望ましいです。

脱臭は、目的の悪臭物質に適した方法を選択したり、組み合わせたりして行います。基本的には、吸着させる・化学反応させる・燃焼させる・より強い臭いで隠ぺいする、の4つの手法がとられています。

事業場等で使用される主な脱臭法

脱臭法	原 理	効果のある悪臭物質
ガス洗浄法	排ガスを水や薬品に通して悪臭物質を液側に移す方法で最も一般的な方法	ほとんどの悪臭物質
オゾン酸化法	悪臭物質をオゾンと反応させて無臭化させたり、オゾンの強い臭いで隠ぺいする方法	ほとんどの悪臭物質
直接燃焼法	悪臭ガスを800度以上の高温で悪臭物質を完全に燃焼させる方法	燃焼能力の高い悪臭物質
接触酸化法	触媒を用いて260度から320度程度の低温で悪臭ガスを分解させる方法	燃焼能力の低い悪臭物質
吸着法	活性炭やシリカゲルを使って悪臭物質を吸着させる方法	アルコール類、油類
塩素処理法	悪臭物質を塩素化合物と反応させて無臭化する方法	生物系有機化合物
空気酸化法	一時的に空気にさらして無害化させる方法	硫化水素
マスキング法	悪臭よりも更に強い臭いをもつ芳香物質で隠ぺいする方法	ほとんどの悪臭物質
土壌酸化法	土壌細菌の働きにより、悪臭物質を分解する方法	アンモニア及びアミン類
イオン交換樹脂法	イオン交換樹脂により悪臭物質を吸着させたり、イオン反応によって除去する方法	下水・し尿

6 公害苦情

公害は、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）と、それ以外の公害（日照阻害、通風阻害、電波障害など）とに分けられます。

本市における公害苦情は、ここ数年は年々減少傾向にあります。また、種類別では大気汚染、騒音、水質汚濁、悪臭が主な公害となっています。

近年では、基準に適合しない焼却炉での焼却や、地焼き・ドラム缶等を使用した焼却行為（いわゆる「野焼き」）から発生するばい煙*による大気汚染の割合が増加しています。平成27年度では、大気汚染の苦情12件のうち、野焼きに関するものは7件でした。

特に、農作業に伴う野焼き（ただし、法的に認められている場合もあります）や家庭での野焼きについての苦情が数多く寄せられることから、今後も広報紙やチラシ等による啓発を通じて、公害の未然防止に努めていく必要があります。

過去5年間の公害苦情件数

年度	合計件数	典型7公害							その他
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	
H23	47	30	5	0	5	1	0	6	0
H24	46	28	7	0	5	1	0	5	0
H25	33	18	5	0	7	0	0	3	0
H26	38	21	4	0	8	0	0	5	0
H27	26	12	3	0	8	1	0	2	0

主な公害苦情の内容(平成27年度)

公害等の種類	発生源	処 理 内 容	防止策	経過
大気汚染(野焼き)	一般家庭	訪問指導	行為の中止	解決
大気汚染(ばい煙*)	製造業	訪問指導	行為の中止	解決
大気汚染(野焼き)	建設業	訪問指導	行為の中止	解決
騒音	卸売業	訪問指導	作業の改善	解決

7 環境保全協定*

市民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的として公害関連法令が制定されていますが、本市は、これらの法令を補完して、市内の主要工場と環境保全協定を締結しています。

協定書は、環境保全対策・環境保全計画の見直し、施設の設置等に関する協議、事故時の措置・報告及び検査、被害補償、工場緑化などの環境の保全及び創造に関する事項について定めています。

また、環境保全協定は事業者の方々が環境保全意識を持ち、工場での取組を率先して行動に移していただくことを目指した罰則規定のない紳士協定です。

なお、協定工場とは、協定締結後も、毎年、環境測定結果を持ち寄り、環境保全計画書の見直しの協議を実施しています。協定工場には島田市の環境保全のためにご協力いただいております。

環境保全協定締結工場一覧

事業所名	工場所在地	業種	締結年月日
特種東海製紙(株)島田工場	島田市向島町4379	製紙業	昭和50.9.11
(株)ヤマシタコーポレーション静岡事業所	島田市中河737	リネンサプライ業	昭和51.7.1
(株)紀文食品静岡工場	島田市大柳297-1	食品製造業	昭和51.12.3
特種東海製紙(株)横井工場	島田市横井4丁目18-1	紙製造業	昭和52.11.28
矢崎計器(株)島田製作所	島田市横井1丁目7-1	精密機械器具製造業	昭和54.2.19
日清紡ペーパープロダクツ(株)島田事業所	島田市宝来町8-1	家庭紙製造業	昭和56.3.3
ネスレ日本(株)島田工場	島田市細島1700	食品製造業	平成元.4.26
クノール食品(株)東海事業所 味の素ベーカリー(株)島田事業所	島田市大柳1177-1	食品製造業	平成3.11.19
(株)あじかん静岡工場	島田市中河817-5	食品製造業	平成10.3.20
トライ産業(株)島田工場	島田市中河895-22	食品加工業	平成14.10.16
日本クッカー(株)島田工場	島田市中河895-21	食品製造業	平成17.1.18
シミックCMO(株)静岡工場	島田市金谷東一丁目588	医薬品製造業	平成18.4.3
沼津熔銅(株)金谷工場	島田市金谷泉町21-1	荒引線加工製造業	平成18.6.21
ジオスター(株)金谷工場	島田市金谷東二丁目44-9	窯業コンクリート二次製品製造	平成19.3.15
富士食品工業(株)静岡金谷工場	島田市牛尾1600-1	調味料製造業	平成25.3.26

平成28年3月現在 14社15工場と協定締結

8 自然環境

8-1 地象

本市は南北に長い地形で、その中央に大井川が西から南東へ貫流し、人口の大半が大井川左岸の島田地区から六合地区及び大井川右岸の金谷地区の大井川扇状地最上流部に集中しています。市域を北から南へ概観すると、北部の急峻な山地が徐々になだらかになり、大井川扇状地を経て大井川、そしてそれより南の台地（中位段丘）を形成しています。

この地形を形成してきた最も重要な要素は大井川です。大井川は、山梨・長野両県との県境にあたる赤石山脈に源を発し、駿河湾に注ぐ全長約168kmの1級河川で、本市よりも下流部では、川幅（河岸を含む）が1km以上にも達する大河川です。静岡県を流下する河川は、富士川、安倍川、天竜川など、いずれも日本有数の急流性の暴れ川であり、大井川もその特徴をもって川根山地と志太平野を形成しました。このため一般河川の流域に比べると、上流の川根山地は急峻で盆地や流域面積が狭く、下流の志太平野は流域全体の面積に対して狭く、三角州や自然堤防体が存在しません。

特に、川根地区において、約4kmにわたり穿入蛇行を繰り返す地形は「鶺鴒山の七曲り」と呼ばれ、全国的にも大変珍しく、県の天然記念物に指定されています。この蛇行は、しわのように隆起した地層に川が流れ込んでできたものです。そして、志太平野は扇頂から河口部分にいたるまで小石の河原で覆われています。

歴史的に大井川が志太榛原地域の地形を作ってきたことは、地層を見てもわかります。本市において最も古い地層は、北部の伊久美川流域に分布する四万十層群ですが、これは、伊久美以南の地域が四万十層群形成当時まだ海の底であったことを物語っています。そして、瀬戸川層群、大井川層群、相良層群と、基本的に南に行くほど新しい時代の地質となっています。また、牧之原台地のように南部の中位段丘は、大井川の流下によって土砂が徐々に堆積していったものです。最北部の川根地区は、中世代三倉累層群（伊久美層群、徳山層群）が面積の95%を占め、身成川、大井川に沿った一部に沖積層（河岸段丘）が見られます。礫質であるため腐植に富み、茶の栽培に適していますが、地形は急傾斜地が多くなっています。

大井川扇状地には、大井川のほかに大小いくつかの河川がありますが、谷川がほとんどで、大津地区などを除き泥層や池沼は発達していません。礫層であるため水はけがよく、水田を開墾しようとしても水はすぐに地下に浸み込んでしまうため、かつては俗に「ザル田」と呼ばれるほどでした。その一方で広く豊富な地下水帯をもち、昔から地下水の利用が盛んでした。また、この透水性の高い礫で構成された初倉地区の台地は、水はけの良い場所を好む茶の栽培に適しています。

8-2 気象

本市は太平洋側気候区に位置し、冬は北西の季節風の影響により、晴天で乾燥した日が続き、逆に夏は太平洋からの湿った暖かい風の影響で高温多湿となります。本市の気候の特色として、年間を通じて卓越した西風が吹き、冬期には特にこの傾向が著しく、夜の冷え込みが大きく霜の降りる地域も広くあります。これは、風が、本市の北側や西側の山地から大井川の谷を吹き出し口として平野部に吹き降りてくるもので、気象条件よりも地形が大きく影響していると考えられます。このため平野部では、冬期は乾燥し雪が降るのはまれですが、強風により北部山地に積もった雪が吹き送られ、雪がまばらに降るように見える「風花（かざはな）」と呼ばれる現象が年に数回見られます。

島田市の平均気温(市役所)

(単位:°C)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
平均気温	18.1	16.8	17.1	16.8	16.8	16.6	16.6	17.0	16.5	17.1

平成27年度 島田市の月別平均風速

(単位:m/秒)

地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
市役所	2.9	2.6	2.5	3.0	2.3	2.2	2.7	2.5	3.2	4.4	3.5	2.6	2.9
初倉小	-	-	-	-	-	2.3	3.0	2.8	3.4	4.7	3.7	2.9	-
六合小	2.7	2.6	2.4	2.8	2.3	2.2	2.8	2.7	3.3	4.4	3.5	2.8	2.9

※初倉小は4月～8月まで測定器不具合により欠測。

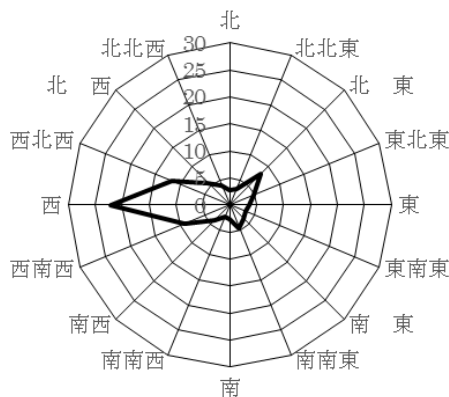
平成27年度 島田市の年間風向頻度

(単位:%)

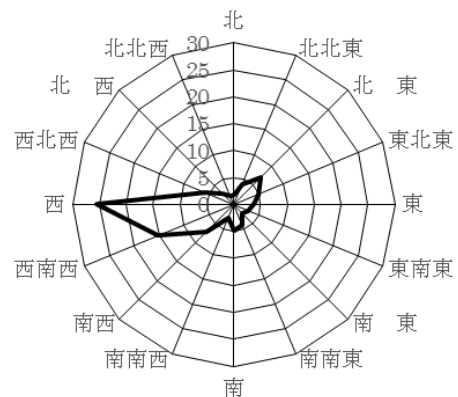
方位	市役所	初倉小学校	六合小学校
北	2.7	-	1.9
北北東	3.1	-	4.0
北東	8.0	-	7.0
東北東	4.9	-	4.9
東	3.6	-	3.7
東南東	3.1	-	2.9
南東	3.7	-	2.2
南南東	4.6	-	4.0
南	2.6	-	4.9
南南西	2.4	-	2.8
南西	4.1	-	7.3
西南西	9.1	-	15.2
西	22.2	-	25.4
西北西	11.7	-	5.8
北西	5.8	-	2.9
北北西	3.8	-	1.7
静穏	4.6	-	3.4

※初倉小は4月～8月まで測定器不具合により算定せず。

島田市役所 (風向頻度%)



六合小学校 (風向頻度%)



9 一般廃棄物*

9-1 ごみ

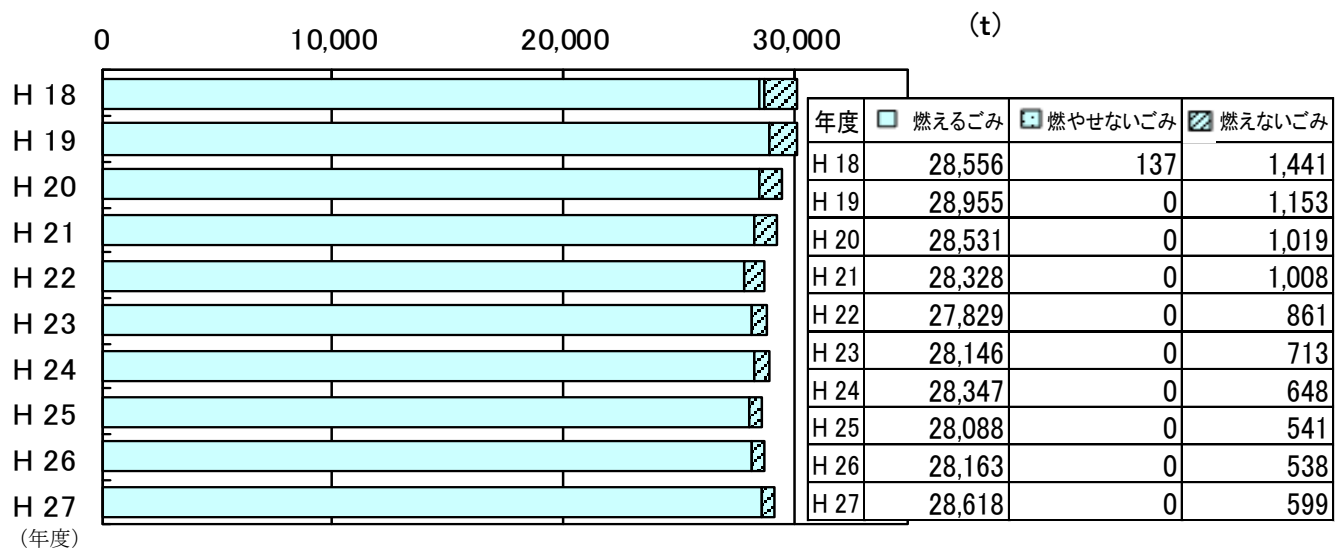
本市では、資源ごみの他に燃えるごみ(可燃ごみ)、燃えないごみ(廃家電や主に金属ごみ)があります。

ペットボトル、白色トレイ、紙パックの集積所回収による資源化が定着し、平成20年度から燃えるごみが減少しています。さらに、平成20年度から古紙とペットボトル、平成21年度から白色トレイの量も減少しており、過剰包装の防止やマイボトルの使用が徹底されていると思われます。

平成23年度及び平成24年度に燃えるごみが増加していますが、平成23年度は台風被害による被災家屋処理の一時的増加、平成24年度は東日本大震災の災害廃棄物受け入れによる増加であります。平成25年度は燃えるごみが減少しましたが、平成26年度からは増加傾向となっています。

今後も再利用(リユース)を啓発し、ごみの発生抑制(リデュース)を推進していく必要があります。

ごみ処理量



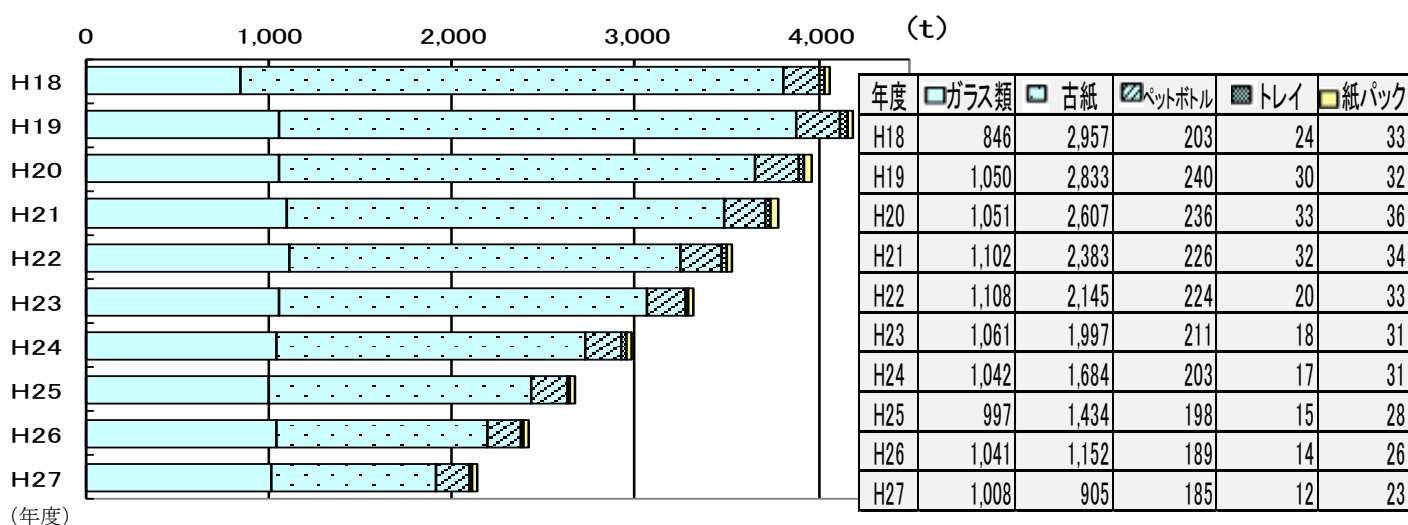
※H18～19は、旧川根町の処理量を含みます。

9-2 リサイクル

本市では、資源ごみとして市内約770か所の集積所で古紙類、ガラス類(空きびん、陶磁器及び雑ガラス)、乾電池、蛍光灯を収集しています。ペットボトル、白色トレイ、紙パックなどの容器包装については、従来の店頭回収に加え、集積所での収集を平成18年度から開始し、リサイクルへの意識高揚を図っていますが、資源類が燃えるごみに混入されていることもあるため、更なる分別の徹底が必要です。また、近年、資源類の回収量が減少しており、特に古紙の回収量が顕著(38ページ)となっています。これは市内で民間事業者による古紙回収量が増加しているためと推測されます。

また、田代環境プラザでは、溶融炉で燃えるごみを処理して排出されるスラグ及びメタルを売却して再資源化しています。スラグ及びメタルの再資源化により最終処分は処理灰のみとなり、最終処分量を従来の焼却施設より半分以下に抑えています。

リサイクル量



※H18～19は、旧川根町のリサイクル量を含みます。

9-3 ごみ・資源の収集・処理体制

資源類とごみの収集は、市の直営と民間委託により行っています。島田地区の可燃ごみと不燃ごみ及び川根地区の全てのごみは市の直営、島田地区の資源類及び金谷地区の全てのごみは民間委託による収集となっています。

燃えるごみは田代環境プラザで溶融処理し、処理灰は島田市一般廃棄物最終処分場へ埋め立て処理をしています。

資源類は、古紙類、びん（白色・透明、茶色のもの、リターナブル）、紙パックは売却し、容器包装リサイクル法対象のペットボトル、白色トレイ、売却できない色付きびんは民間委託により減容圧縮等を行った後、指定法人ルートで再商品化事業者処理を委託しています。また、陶磁器・ガラス屑は埋立処理せず、土砂の代替用として再商品化事業者処理を委託しています。

ペットボトルについては、平成18年度から入札拠出金として収入が発生しています。平成22年度からは回収したペットボトルについているペットボトルキャップの選別及び売却を開始しました。その他の品目も再商品化事業者委託しリサイクルを行っています。

今後も、整備や処理ルートの確立に伴いリサイクルを推進していきます。

第3章 第2次島田市環境基本計画の進捗状況

平成25年3月に策定された第2次島田市環境基本計画では、望ましい環境像を実現するため5つの「基本目標」を示しています。ここでは、その「基本目標」に基づいた市の施策における平成27年度の実績の計画及び実績を掲載しています。また、平成27年度の実績を踏まえ、本年度の計画についても掲載をしています。

取組内容の詳細中の◎は重点取組を示しています。

また、計画では取組内容の中から代表的な指標を選び、「数値目標」を設けています。これについては平成23年度を基準年とし、中間目標（H29年度）、最終目標（H34年度）を設けています。

なお、計画内容は、5年が経過した時点を目処に、社会経済及び環境の状況の変化や、計画の進捗状況並びに他の計画などとの整合を図るため、見直しを行います。

◆数値目標

「数値目標」については、下記の方法で達成状況を把握することにより点検を行っています。

●目標が数値で示されている場合

数値の状況	達成率
対象年度の数値が目標値を越えて改善されている場合	100%
対象年度の数値が基準値に比べて同等、または改善されているが、目標値には達していない場合	達成率 = (現況値-基準値) ÷ (目標値-基準値) × 100
対象年度の数値が基準値に比べて悪化している場合	要改善

●毎年一定数値以上を目標とする場合（「毎年●回以上」など）

数値の状況	達成率
現況値が目標値以上である場合	良好
現況値が目標値未満である場合	要改善

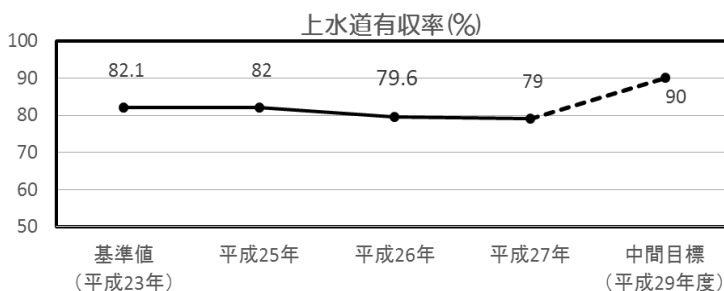
1 自然環境の保全

取組の方向 1-1 水や川を守る

数値目標

指標名	基準値 (H23年度)	H27年度	中間目標 (H29年度)	中間目標に対する 達成率
上水道有収率*	82.1%	79.0%	90.0% (H30)	要改善
河川愛護団体数	15団体	15団体	20団体(H30)	要改善
雨水浸透施設*設置助成件数(累計)	352件	432件	430件	100%

基準年と比較して、上水道有収率は若干の減少傾向となっています。河川愛護団体数は、横ばいとなりました。雨水浸透施設設置助成件数は順調に増加しています。



市の施策

取組内容		取組内容の詳細	担当課
水利用	節水の推進	<p>◎節水の啓発に努めるとともに、水資源を有効利用するために有収率の向上を図る。</p> <p>計画：耐用年数を超えた管の敷設替及び鉛管の交換を進める。</p> <p>実績：平成27年度の鉛管の漏水交換修繕は287件を実施。また、敷設替更新延長は2,406mと管路総延長の約0.7%を実施した。しかし、耐用年数を越える管が毎年2.0%程度発生するため、更新が老朽化に追いついていない状況。このため、有収率が79.0%と昨年に比べて0.6%下落した。</p> <p>28計画：耐用年数を超えた管の敷設替及び鉛管の交換を更に進める。</p>	水道課
河川	自然に配慮した水辺づくり	<p>○多自然型工法*などの自然に配慮した水辺づくりの調査・研究に努める。</p> <p>計画：第2回委員会において前回整理した流域及び河川の概要、委員の意見を参考に河川別に現状と課題を整理していく。また、河川整備計画として大井川水系下流ブロックにふさわしい河川整備の目標と内容について提案し、実施にむけ方向性を示していく。</p> <p>実績：「第3回大井川水系ブロック流域委員会」が平成28年3月22日に開催され、大井川に合流している静岡県が管理している8河川について河川の現状と課題および河川整備の目標と内容について意見交換を行った。また、地域との関わりについても協議した。</p> <p>28計画：河川整備計画実施に向けて、第3回委員会において提案された流域及び河川の現状と課題・河川整備の目標と内容について整理していく。河川整備計画(案)作成に協力していく。</p>	建設課
	協働による水辺環境の保全	<p>○河川愛護団体への支援を行うとともに、県によるリバーフレンドシップ*制度などの活用により、市民と協働で取り組む水辺環境の保全を推進する。【再掲5-3】</p> <p>計画：①河川愛護団体との調整を図り、補助金の交付を行う。 ②リバーフレンドシップ団体と県との調整を図り、物品の支給を行う。 ③新規リバーフレンドシップ締結希望団体と県との調整を図る。</p> <p>実績：①河川愛護団体と市との調整を図り、補助金の交付を行った。 ②リバーフレンドシップ団体に対して、県から支給された物品の配布を行った。 ③新規リバーフレンドシップ締結希望団体と県との調整を図り、3団体と締結した。 ④神座鵜網自治体が河川・海岸の美化・愛護表彰において国交省中部整備局長賞を受賞した。</p> <p>28計画：①河川愛護団体との調整を図り、補助金の交付を行う。 ②リバーフレンドシップ団体と県との調整を図り、物品の支給を行う。 ③新たにリバーフレンドシップを締結したい団体と県との調整を図る。</p>	土木管理課

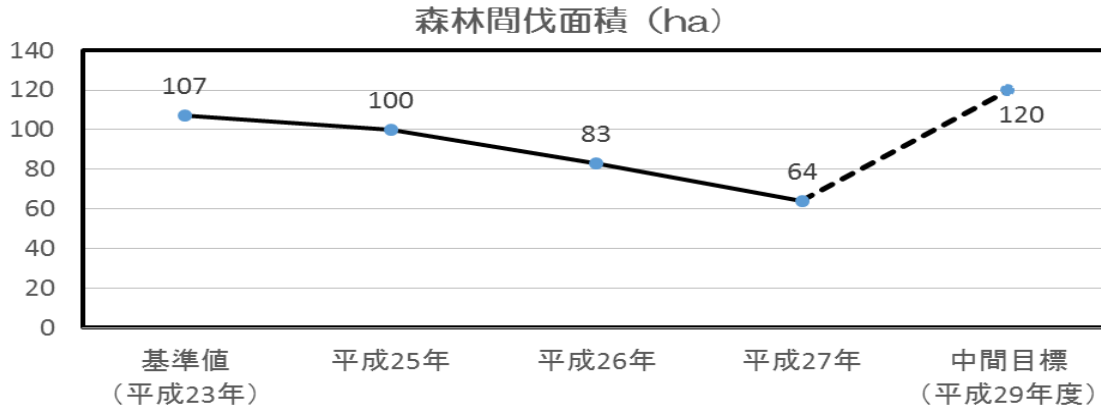
取組内容		取組内容の詳細	担当課
河川	河川・水路水量の確保	<p>◎流域市町との広域的な連携を図り、大井川の流況改善について調査・研究を行い、流量の増加を目指す。</p> <p>計画：大井川流域5市2町（島田市、御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市、吉田町、川根本町）で組織する「大井川の清流を守る研究協議会」と連携し、大井川の環境保全のための啓発活動及び流域連係による交流活動を推進する。</p> <p>①大井川の現状視察会：源流部、中流域、下流域 ②大井川を知る総合学習（学校出前講座）：管内学校 ③啓蒙活動：イベント等への出展</p> <p>実績：計画通り、大井川の清流を守る研究協議会との連係により、 ①大井川の現状視察会：源流部（11/4～5）、中流域（11/28）、下流域（2/19） ②大井川を知る総合学習：学校出前講座（10/1～12/2）8校 ③啓蒙活動：長島ダムふれあい館にてパネル展示などを実施した。</p> <p>28計画：大井川流域5市2町（島田市、御前崎市、牧之原市、掛川市、菊川市、吉田町、川根本町）で組織する「大井川の清流を守る研究協議会」と連携し、大井川の環境保全のための啓蒙活動及び流域連係による交流活動を推進する。</p> <p>①大井川の現状視察会：源流部、中流域、下流域 ②大井川を知る総合学習（学校出前講座）：管内小学校 ③啓蒙活動：イベント等への出展</p>	秘書政策課
地下水	地下水の適正利用	<p>◎大井川地域地下水利用対策協議会に参加し、広域連携による地下水利用の適正化を推進する。</p> <p>計画：大井川地域地下水利用対策協議会の事務局を努め、広域連携による地下水利用の適正化に必要な事業を実施する。</p> <p>実績：総会、講演会及び2回の委員会を開催した。</p> <p>28計画：大井川地域地下水利用対策協議会の事務局を努め、広域連携による地下水の適正化に必要な事業を実施する。</p> <p>○地下水位・塩水化の監視を実施し、地下水障害の発生防止に努める。</p> <p>計画：①地下水採取者へ採取量報告書の提出を求めることにより地下水の適正利用を推進する。 ②大井川地域地下水利用対策協議会の事務局として大井川地域の地下水位・塩水化の監視を実施する。</p> <p>実績：①96.8%の年間採取量報告書の提出があり、おおむね正確なデータを把握できた。 ②地下水15か所、塩水化37か所の監視を実施した。</p> <p>28計画：①地下水採取者へ採取量報告書の提出を求めることにより地下水の適正利用を推進する。 ②大井川地域地下水利用対策協議会の事務局として大井川地域の地下水位・塩水化の監視を実施する。</p>	環境課
	雨水浸透施設設置の推進	<p>○地下水を涵養するため、雨水浸透施設の設置を推進する。</p> <p>計画：民間事業者へ広報活動をすると共に、公共事業についても率先した利用推進を関係各課にPRする。目標設置数21基。</p> <p>実績：管工事組合への本補助制度の周知と共に、来庁者や土地利用事業者にも周知を行った。設置数42基。</p> <p>28計画：来庁者や土地利用事業者への制度周知を中心にPR活動を行う。目標設置数21基。</p>	都市計画課

取組の方向 1-2 森林を守る

数値目標

指標名	基準値 (H23年度までの の平均値)	H27年度	中間目標 (H29年度)	中間目標に対する 達成率
森林間伐*面積 (補助金を受けて行った面積)	107ha	64ha	120ha	要改善

森林間伐面積は基準年より減少傾向に推移しています。



市の施策

取組内容	取組内容の詳細	担当課
森林 総合的な森林管理	<p>○島田市森林整備計画に基づき、計画的な森林の保全・整備を行う。</p> <p>計画：計画的に整備を行う必要があるため、事業者から提出される森林経営計画について内容を確認し、助言・指導を行う。</p> <p>実績：島田市森林整備計画に基づき、事業者から新規3件(244.44ha)、変更1件(64.37ha)の計4件(308.81ha)の森林経営計画が提出され、認定を行った。</p> <p>28計画：計画的に整備を行う必要があるため、事業者から提出される森林経営計画について内容を確認し、助言・指導を行う。</p>	農林課
森林の適正管理	<p>◎山林を適正に管理するため、山林所有者などに対して必要な支援を行う。</p> <p>計画：森林所有者等による適正な森林整備を図る経営計画の樹立を促進し、計画に基づいた森林整備活動を支援していくとともに、これら森林整備活動に対し、経営委託1haあたり3万8千円、共同計画等1haあたり8千円の交付金助成を行う。</p> <p>実績：平成27年度は実績なし。</p> <p>28計画：森林所有者等による適正な森林整備を図る経営計画の樹立を促進し、計画に基づいた森林整備活動を支援していくとともに、これら森林整備活動に対し、経営委託1haあたり3万8千円、共同計画等1haあたり8千円の交付金助成を行う。</p> <p>◎間伐や下草刈り、放置竹林の伐採などによる森林の維持管理活動への支援を行う。</p> <p>計画：公共事業や県事業により、間伐の整備を行う箇所について補助を行う。また、放置竹林の整備のため、竹破碎機の無料貸出を行う。</p> <p>実績：直接支援事業による間伐33.48ha・作業路1,051m、しずおか林業再生プロジェクトによる間伐31.32ha・作業路3,090mについて補助を行った。竹破碎機は18件の依頼があり、約2,000㎡の整備のため、85日貸出を行った。</p> <p>28計画：公共事業や県事業により、間伐の整備を行う箇所について補助を行う。放置竹林の整備のため、竹破碎機の無料貸し出しを行う。</p> <p>○保水力があり多様な生物を育む樹種への転換を進める。</p> <p>計画：森の力再生事業により、荒廃森林の混交林化、及び多様性のある広葉樹林化への誘導の支援を行う。</p> <p>実績：人工林再生整備については計21件(169.61ha)、竹林・広葉樹林等再整備については計3件(1.51ha)の整備への支援を行った。</p> <p>28計画：森の力再生事業により、荒廃森林の混交林化、及び多様性のある広葉樹林化への誘導の支援を行う。</p>	農林課

取組内容		取組内容の詳細	担当課
森林	竹・間伐材の利用促進	<p>○森林整備により発生する間伐材などの利用促進を図る。</p> <p>計画：公共工事において、森林整備により発生した間伐材の有効活用を図る。</p> <p>実績：以下の工事で、間伐材の有効活用を図った。</p> <p>①施業道福用線開設工事 木柵工及び木製カーブ工（縁石の代わり）</p> <p>②施業道白山線解説工事 木製カーブ工</p> <p>③林道相賀小川線舗装工事 木柵工</p> <p>④神座（御堂沢）治山復旧工事 木製残存型柵及び丸太柵工</p> <p>28計画：公共工事において、森林整備により発生した間伐材の有効活用を図る。</p> <p>○間伐材搬出奨励事業費補助制度の利活用を促進する。</p> <p>計画：利用間伐を促進するため、間伐材の搬出に係る経費について1㎡あたり、3,000円の補助を行う。</p> <p>実績：間伐を行い搬出報告のあった2,403㎡の間伐材搬出について補助を行った。</p> <p>28計画：利用間伐を促進するため、間伐材の搬出に係る経費について1㎡あたり、2,000円の補助を行う。</p>	農林課

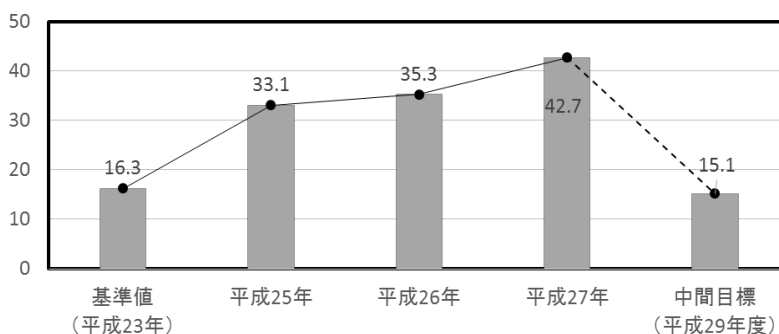
取組の方向 1-3 農地を守る

数値目標

指標名	基準値 (H23年度)	H27年度	中間目標 (H29年度)	中間目標に対する 達成率
耕作放棄地面積(農地台帳による)	16.3ha	42.7ha	15.1ha (以内)	要改善
認定農業者数	384人	392人	450人(H30)	12%
エコファーマー*認定者数	55人	37人	61人	要改善

茶価の低迷等による耕作放棄茶園の増加や耕作者の高齢化などにより、耕作放棄地面積の拡大が止まらない状況となっています。認定農業者数については若干増加、エコファーマー認定者数については、減少しています。

耕作放棄地面積 (ha)



市の施策

取組内容		取組内容の詳細	担当課
農地	総合的な農業振興	<p>○島田市農業振興整備計画に基づき、農地を保全し、計画的な農業の振興を図る。</p> <p>計画：定期変更中であるため、編入手続きのみ。</p> <p>実績：相談件数0件。除外件数0件。</p> <p>28計画：定期変更完了年度であるため、相談のみ。最低限必要な除外のみを認めていく。</p>	農林課

取組内容	取組内容の詳細	担当課
農地 農業の担い手の育成	<p>◎農業経営の複合化を支援し、農業の担い手を育成する。 計画：茶農家の経営安定・強化を図るため、複合化のモデル的事業を行う茶農家グループに対して補助金を交付する。 補助率：事業費の1/2以内、100万円限度 予算：200万円 例：茶とユウカリ、茶とオリーブ等を想定。 実績：実績なし。</p> <p>28計画：茶農家の経営安定・強化を図るため、複合化のモデル的事業を行う茶農家グループに対して補助金を交付する。</p> <p>◎新規就農を促進するための支援や給付金の支給を行う。 計画：①新規就農に関する相談の受付（随時） ②青年就農給付金（国）の給付 対象者：2人（H23就農者1人、H27就農者1人） 給付額：300万円（150万円×2人）（7月・1月に就農状況報告を提出してもらい、市等で就農状況を確認したうえで給付する） 実績：①新規就農に関する相談の受付（12件） ②青年就農給付金 対象者 2人（H23就農者1人、H27就農者1人）・給付額 150万円（75万×2人）</p> <p>28計画：・新規就農に関する相談の受付（随時） ・青年就農給付金 対象者：3人+1夫婦（H27就農者1人、H28就農者2人+1夫婦） 給付額 675万円（150万円×3人、225万円×1夫婦）（7月・1月に就農状況報告を提出してもらい、市等で就農状況を確認した上で給付する。）</p>	農林課
耕作放棄地の再生	<p>◎耕作放棄地の再生を支援する。 計画：菊川地区の田（約1.0ha）は雑草が繁茂する耕作放棄地である。川根町笹間地区の樹園地（約1.5ha）は一部茶園が伸び放題となり放置されている耕作放棄地である。 菊川、川根町笹間地区ともに現状の造成工事を行い、農地として再生を行なう。 実績：菊川、笹間地区ともに造成工事を行い、農地として再生を行った。 28計画：相賀地区の水田を農地として再生する。</p> <p>◎耕作放棄地を活用した市民農園を整備し、農作業体験の場とする。 計画：伊太地区の耕作放棄地水田を再生利用し、小学生の親子で稲作体験を行う「伊太地区体験水田事業」を、伊太地区体験水田事業実行委員会が主催で実施する。（4組の参加） 6月7日（日） 田植え 9月 稲刈り 2月 餅つき（地域の梅祭りとの協賛） 実績：伊太地区の耕作放棄地水田を再生利用し、小学生の親子で稲作体験を行う「伊太地区体験水田事業」を、伊太地区体験水田事業実行委員会が主催で実施した。（4組の参加） 6月7日（日） 田植え 9月 稲刈り 2月 餅つき（地域の梅祭りとの協賛）</p> <p>28計画：市が設置した2か所の農園について、整備等を検討する。</p>	農林課 農業委員会
環境保全型農業の推進	<p>◎エコファーマー*の育成、有機農業の拡大など、環境に配慮した環境保全型農業を推進する。 計画：環境保全に効果の高い営農活動に対し、支援を行う。申請者及び申請面積の増加を図り、環境保全型農業を推進する。 実績：対象者 1団体（24人） 対象面積 2,227a（有機農業） 交付額 1,781,600円（市負担 445,400円）</p> <p>28計画：環境保全に効果の高い営農活動に対し、支援を行う。申請者及び申請面積の増加を図り、環境保全型農業を推進する。</p>	農林課

取組内容		取組内容の詳細	担当課
農地	世界農業遺産への登録	<p>○生物多様性を保全するため、茶畝に茶草を入れる伝統的な茶草場農法を守り、世界農業遺産への登録を推進する。</p> <p>計画：①「静岡の茶草場農法」実践者認証委員会において、茶草場農法を実践する者を認定するとともに、生物多様性を保全する新規就農に関する相談を随時受け付ける。</p> <p>目標認定者数 3件</p> <p>②4市1町で構成する世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会の活動を通じて、環境保全への啓発、茶草場農法への取り組みの動機増大を図る。</p> <p>実績：①目標には届かなかったが、1件の農家が新たに認定を受けた。</p> <p>②世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会や広域連携推進会議において、研修会や各種イベントへの出展を通じて、環境保全への啓発、茶草場農法への取り組みの動機増大を図った。</p> <p>③国の補助金を活用し、茶草場の環境調査、PRツールの製作、イベントへの出展など茶草場農法継承のため取組を行った。</p> <p>28計画：①「静岡の茶草場農法」実践者認定委員会において、世界農業遺産に認定された「茶草場農法」を実践するものを認定するとともに、生物多様性を保全する新規就農に関する相談を随時受け付ける。</p> <p>目標認定者数：1件</p> <p>②世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会や広域連携推進会議等の活動を通じて、環境保全への啓発、茶草場農法への取り組みの動機増大を図る。</p> <p>③国の補助金を活用し、茶草場の環境調査、PRツールの製作、イベントへの出展など茶草場農法継承のための取組を行う。</p>	農林課
	農業に関する情報の発信	<p>○農業についての認識を深めるため、農業に関する情報を発信する。</p> <p>計画：農業についての認識を深めてもらうため、広報誌に「お知らせ」を掲載するとともに、農作業の講座を開催する。</p> <p>実績：体験型、参加型事業のPRや農業安全指導のため、広報誌に各農業関係情報を掲載した。</p> <p>・野菜栽培講習会</p> <p>第1回 H27.8.29 受講者62人</p> <p>第2回 H28.2.27 受講者52人</p> <p>28計画：農業についての認識を深めてもらうため、広報誌に「お知らせ」を掲載するとともに、農作業の講座を開催する。</p>	農林課

取組の方向 1-4 自然とのふれあいや多様な生き物を守る

数値目標

指標名	基準値 (H23年度)	H27年度	中間目標 (H29年度)	中間目標に対する 達成率
自然体験教室の参加者数(注1)	822人	1,083人	850人	100%
公園愛護会登録団体数	46団体	47団体	50団体	25%

注1 移動教室、サタデーオープンスクール、サマーオープンスクールの参加者数

自然体験教室の参加者数は、年々定着しつつあることから、基準年と比較して大幅に増加しました。公園愛護団体数は横ばいとなりました。

市の施策

取組内容	取組内容の詳細	担当課
自然とのふれあい	<p>自然体験教室の開催</p> <p>◎豊かな自然を活用した体験教室（移動教室・サタデーオープンスクール・サマーオープンスクールなど）を開催する。【再掲5-1】</p> <p>計画：伊久美地区の豊かな自然の中での体験学習を通して自然のすばらしさを実感するために、移動教室は15日間、サタデーオープンスクールは26日間、サマーオープンスクールは9日間開催する。</p> <p>実績：移動教室は15日（385人）、サタデーオープンスクールは25日（510人）、サマーオープンスクールは8日（1188人）開催し、1,083人が参加した。</p> <p>28計画：伊久美地区の豊かな自然の中での体験学習を通して自然のすばらしさを実感するために、移動教室は11日間、サタデーオープンスクールは25日間、サマーオープンスクールは8日間開催する。</p>	学校教育課
	<p>○青少年育成事業において、地域での自然体験教室を開催する。【再掲5-1】</p> <p>計画：自然とふれあいながら心身ともに健やかでたくましい青少年を育成する体験活動を、5月から10月までの間で全7回実施する。</p> <p>実績：山村都市交流センターささまにおいて実施した宿泊キャンプ活動や野外活動センター山の家にて「緊急事態発生！生きる力を身に付けろ！！」をテーマに防災について学んだ。内容は、ダンボールハウス作りやバケツリレー、担架リレー。また、野外で行ったエコクッキングでは、飯ごうを使わず、おなべも汚さない方法として、ビニール袋でお米炊き、カレーも作った。以上のような野外体験活動を全6回実施した。これらの活動を通して、自然の中での危険予知や対処法を学んだ。（残念ながら、大井川ゴムボート下りが川の推量等の影響により中止となった。）</p> <p>28計画：自然体験教室を実施する。</p>	社会教育課
公園の整備・管理	<p>◎地域住民による公園の維持管理（清掃、除草、花壇の整備など）を支援する。</p> <p>計画：公園愛護会47団体にて、市内公園の清掃、除草等の作業を予定するとともに、公園愛護会のない公園について、公園愛護会の設立を図っていく。</p> <p>実績：公園愛護会47団体にて、市内公園の清掃、除草等の作業を行った。なお、8月1日の公園愛護デーには、21団体から約750人が参加した。</p> <p>28計画：公園愛護会46団体にて、市内公園の清掃、除草等の作業を予定するとともに、公園愛護会のない公園について、公園愛護会の設立を図っていく。</p> <p>○地域住民のふれあいの場を創出するため、公園の整備・管理を推進する。</p> <p>計画：「野守の池周辺整備事業」は平成26年度で完了したが、引き続き野守の池の水質調査を継続して実施していく。</p> <p>実績：EM菌を用いた野守の池の水質浄化、水質検査を行った。EM菌を29.95t放流し、生物が生育しやすい環境づくりを実施した。効果として、悪臭の緩和や魚類の種類横対数が増加した。</p> <p>28計画：野守の池の水質浄化、水質検査を継続して実施していく。</p>	市街地整備課
野生動物植物	<p>鳥獣被害防止の取組の推進</p> <p>○農林産物に被害を与える野性鳥獣について、被害実態調査を基にした鳥獣被害防止計画の見直しを行い、計画に基づいた被害防止の取組を推進する。</p> <p>計画：農林産物や生活環境に被害を与える野生鳥獣について、防除及び捕獲により、被害防止の取組を推進する。</p> <p>実績：①防除については、農家や集落に対して、防護柵やわな等の設置に要する経費の1/2以内（上限50,000円）で補助金を交付した（有害鳥獣防護柵等設置事業費補助金）。 件数104件 補助金3,067,360円</p> <p>②捕獲については、市内3猟友会に年間委託し、許可に基づき捕獲駆除を実施し、捕獲報償金を交付した。 委託金合計 1,512,000円 捕獲駆除内訳 イソシ515頭、シカ55頭、サル1頭、タヌキ3頭、アマガモ6頭、ハクビシ3頭、カシ11頭 報償金交付合計 5,073,000円</p> <p>28計画：農産物や生活環境に被害を与える野生鳥獣について、防除及び捕獲により、被害防止の取組を推進する。</p>	農林課
特定外来生物*の啓発	<p>○特定外来生物に関する情報を収集し、市民・事業者に対して啓発を図る。</p> <p>計画：特定外来生物に関する情報収集の実施して情報提供を図る。</p> <p>実績：静岡県からの特定外来生物に関するパンフレットを田代環境プラザ窓口に設置した。</p> <p>28計画：特定外来生物に関する情報収集の実施して情報提供を図る。</p>	環境課

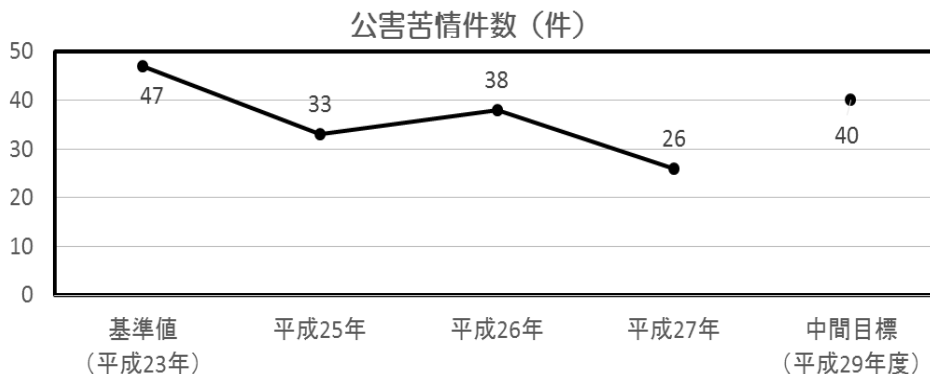
2 生活環境の保全

取組の方向 2-1 公害対策を進める

数値目標

指標名	基準値 (H23年度)	H27年度	中間目標 (H29年度)	中間目標に対する 達成率
公害苦情件数	47件	26件	40件	100%

公害苦情件数は減少しています。引き続き啓発を図るなどして公害苦情件数の減少を目指します。



市の施策

取組内容	取組内容の詳細	担当課
公害苦情への対応	◎公害苦情に速やかに対応するとともに、公害発生源には立入検査などの適切な指導を行う。 計画：公害苦情に対する対応と立入調査の実施。 実績：大気汚染5件、野焼き7件、水質汚濁3件、騒音8件、悪臭3件の合計26件の公害苦情に対応し、立入調査を実施した。 28計画：公害苦情に対する対応と立入調査の実施。	環境課
水質事故への対応	○国・県と連携した対応体制の確立により、水質事故の拡大防止を図る。 計画：水質事故の拡大防止を図る。 実績：水質事故は0件だった。 28計画：水質事故の防止を図る。	環境課
環境保全協定*の締結	○事業者と環境保全協定を締結し、公害の未然防止を図る。 計画：新規事業所と環境保全協定を締結する。 実績：平成27年度末で14事業所15工場と環境保全協定を締結している。 28計画：新規事業所と環境保全協定を締結する。	環境課

取組の方向 2-2 きれいな水を守る

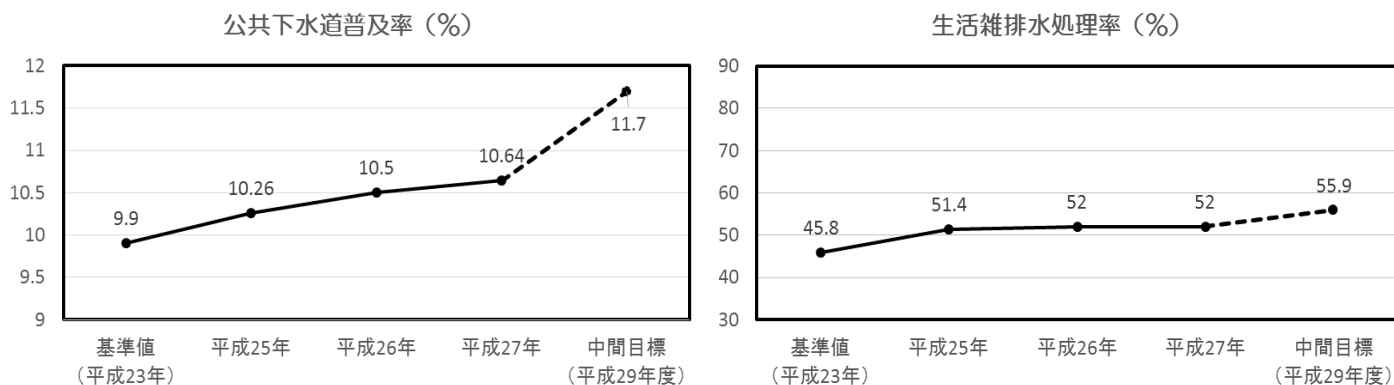
数値目標

指標名	基準値 (H23年度)	H27年度	中間目標 (H29年度)	中間目標に対する 達成率
大井川の環境基準* (BOD*) 達成率	100%	100%	100%	100%
市内中小河川の環境基準 (BOD) 達成率	100%	100%	100%	100%

指標名	基準値 (H23年度)	H27年度	中間目標 (H29年度)	中間目標に対する 達成率
公共下水道普及率(注1)	9.9%	10.64%	11.7%	41.1%
生活雑排水処理率	45.8%	52.0%	55.9%	55.9%

注1 供用開始区域内人口(10,650人)÷行政区域内人口(100,127人)×100%で算出されます。

大井川の環境基準の達成率及び市内中小河川の環境基準達成率は順調に推移しています。公共で水道普及率及び生活雑排水処理率について、順調に増加しています。



市の施策

取組内容	取組内容の詳細	担当課
水質汚濁	◎工場排水による環境負荷を低減するため、水質汚濁防止法に基づく規制・指導を行う。 計画：静岡県とともに工場排水の立入調査及び指導の実施。 実績：16件の事業所に対し立入調査及び指導を実施し、結果は基準値内であった。 28計画：静岡県とともに工場排水の立入調査及び指導の実施。	環境課
水質調査・水生生物調査*の実施	○市内河川における水質調査を定期的の実施するとともに、工場排水の監視を行う。 計画：市内河川の水質調査の実施。 実績：市内31か所の水質調査を実施し、結果は基準値内であった。 28計画：市内河川の水質調査の実施。 ○市内河川の水質状況を把握するため、水生生物調査を実施する。 計画：市内河川の水質調査の実施を計画する。 実績：水生生物調査は実施しなかった。 28計画：市内河川の生物調査の実施を検討する。	環境課
生活排水の適正処理の推進	◎生活排水による水質悪化を低減させるため、公共下水道の整備を実施する。 計画：現在下水道整備を実施している若松町、宮川町、中溝町のそれぞれ一部、2.75haを平成27年度に整備する。 実績：平成27年度は、当初計画2.75haに対し、2.14haの区域について下水道の整備を実施した。 28計画：前年度に引き続き、現在下水道整備を実施している若松町、宮川町、中溝町のそれぞれ一部、3.75haを平成28年度に整備する。 ◎合併処理浄化槽*の設置及び単独処理浄化槽*からの付け替えを促進するため、設置に対して補助を行う。 計画：合併処理浄化槽設置補助件数486基(うち単独処理浄化槽からの付け替え27基)を計画している。 実績：合併処理浄化槽設置補助件数430基(うち単独処理浄化槽からの付け替え22基)を行った。 28計画：合併処理浄化槽設置補助件数450基(うち単独処理浄化槽からの付け替え50基)を行った。	下水道課

取組内容		取組内容の詳細	担当課
水質汚濁	汚水処理施設の維持管理	<p>○浄化センター、クリーンセンターなどの適切な維持管理に努めるとともに、老朽化した住宅団地汚水処理施設については、改修を進める。</p> <p>計画：浄化センター：長寿命化事業（耐震補強、電気機械設備の更新）2年目 クリーンセンター：長寿命化事業（循環型社会形成推進地域計画策定業務） 住宅団地汚水処理施設：精密機能検査結果により修繕工事を実施する。</p> <p>実績：浄化センター：沈砂池・管理棟の耐震補強工事（2年目）、監視制御設備の更新（2年目）、自動除塵機更新（2年目）及び沈砂池・ポンプ設備の更新（2年目）を実施した。</p> <p>クリーンセンター：長寿命化事業（循環型社会形成推進地域計画策定） 住宅団地汚水処理施設：管渠更正、曝気槽ブロワ交換、散気装置取替など、突発対応分も含めて22件の修繕工事を実施した。</p> <p>28計画：浄化センター：長寿命化事業（電気機械設備の更新） クリーンセンター：生活環境影響調査、基本設計業務委託依頼 住宅団地汚水処理施設：精密機能検査結果を基に修繕工事を実施。</p>	下水道課

取組の方向 2-3 きれいな空気を守る

数値目標

指標名	基準値 (H23年度)	H27年度	中間目標 (H29年度)	中間目標に対する 達成率
大気汚染物質の環境基準* 達成率（注1）	100%	100%	100%	100%

注1 二酸化硫黄*、二酸化窒素*、浮遊粒子状物質*の環境基準達成率

大気汚染物質の環境基準達成率は順調に推移しています。

市の施策

取組内容		取組内容の詳細	担当課
大気汚染	大気汚染に対する規制・指導	<p>◎工場・事業所の排出ガスによる環境負荷を低減するため、大気汚染防止法に基づく規制・指導を行う。</p> <p>計画：静岡県とともに工場ばい煙*等の立入調査及び指導の実施。 実績：18件の事業所に対し立入調査及び指導を実施し、結果は基準値内であった。 28計画：静岡県とともに工場ばい煙等の立入調査及び指導の実施を行う。</p>	環境課
	大気汚染物質の常時監視測定	<p>○県と連携して、大気汚染物質の常時監視測定を実施する。</p> <p>計画：大気汚染物質の常時監視測定。 実績：市内3か所（島田市役所、初倉小学校、六合小学校）にて大気汚染物質の常時監視測定を実施し、結果は基準値内であった。 28計画：大気汚染物質の常時監視測定。</p> <p>○光化学オキシダント*注意報・警報発令時は、速やかに関係機関に情報を伝達するとともに、同報無線による広く市民に対して周知を行う。</p> <p>計画：光化学オキシダント注意報・警報発令時には速やかな情報伝達を実施。 実績：光化学オキシダント注意報・警報発令はなかった。 28計画：光化学オキシダント注意報・警報発令時には速やかな情報伝達を実施。</p>	環境課
	低公害車の導入	<p>◎公用車への低公害車の導入を進める。【再掲4-4】</p> <p>計画：公用車の更新時に、低公害車（低燃費車、排出規制適合車、ハイブリッド車等）の導入を推進する。 実績：平成27年度に購入した車両9台は、全て低公害車であった。 28計画：公用車の更新時に、低公害車（低燃費車、排出規制適合車、ハイブリッド車等）の導入を推進する。</p>	財政課

取組内容		取組内容の詳細	担当課
大気汚染	低公害車の導入	○低公害車の導入に関する情報提供を行い、市民・事業者への普及啓発を図る。【再掲4-4】 計画：市有施設にEVスタンドを導入し、市民への普及啓発を図る。 実績：川根温泉ホテルにEVスタンド（急速充電器）を設置しており、平成27年度利用実績は297件。 28計画：市内に設置されたEVスタンドについて、広報やホームページ等で周知する。	環境課
	自動車使用による環境負荷の低減	◎エコドライブ*の普及・啓発を図る。【再掲4-4】 計画：エコドライブ啓発記事を広報紙に掲載する。 実績：6月27日（土）に、島田市3人、藤枝市9人が参加し、座学と走行練習によるエコドライブ教室を実施した。 28計画：くらし・消費・環境展等において、エコドライブに関するチラシを配布し、エコドライブの啓発を図る。	環境課
悪臭	悪臭に対する規制・指導	○複合的な悪臭に対応するため、臭気指数*による規制・指導を行う。 計画：悪臭に関する苦情の対応。 実績：3件の悪臭に関する苦情に対応し、指導を行った。 28計画：悪臭に関する苦情の対応。 ○市民・事業者に対して臭気指数規制について周知を図る。 計画：特定施設のある事業所等の臭気測定の実施と指導。 実績：4事業所に対し臭気測定を実施し、結果は基準値内であった。 28計画：特定施設のある事業所等の臭気測定の実施と指導。	環境課

取組の方向 2-4 静かな環境を守る

数値目標

指標名	基準値 (H23年度)	H27年度	中間目標 (H29年度)	中間目標に対する 達成率
道路交通騒音の環境基準*達成率	50%	100%	100%	100%
航空機騒音の環境基準達成率	100%	100%	100%	100%

道路交通騒音の環境基準達成率及び航空機騒音の環境基準達成率は順調に推移しています。

市の施策

取組内容		取組内容の詳細	担当課
騒音・振動	騒音・振動に対する規制・指導	◎工場・事業所からの騒音・振動を抑制するため、法令に基づく規制・指導を行うとともに、低騒音型設備の導入や防音対策の徹底を指導する。 計画：環境保全協定*締結事業所の騒音・振動の測定実施。 実績：14事業所15工場の騒音・振動測定を実施し、結果は基準値内であった。 28計画：環境保全協定締結事業所の騒音・振動の測定を実施。 ○生活騒音や振動を抑制するため、広報紙やパンフレットなどを通じた啓発活動に努める。 計画：騒音・振動の抑制に関する啓発活動の実施。 実績：田代環境プラザロビーにて啓発ポスターの掲示。 28計画：騒音・振動の抑制に関する啓発活動の実施。	
	騒音・振動に関する調査の実施	◎市内主要道路において定期的な自動車騒音及び交通量の調査を行う。 計画：市内主要道路において自動車騒音及び交通量の調査を実施する。 実績：市内主要道路6箇所自動車騒音及び交通量の調査を実施した結果、すべての箇所で基準値内だった。 28計画：市内主要道路において自動車騒音及び交通量の調査を実施する。	環境課

取組内容		取組内容の詳細	担当課
騒音・振動	騒音・振動に関する調査の実施	○航空機による騒音に対しては、県が行っている測定結果を踏まえ、必要に応じて騒音の低減対策の推進、防音工事の実施を図るよう空港管理者に求める。 計画：騒音防止協定（航空機騒音対策事業に係る協定書：H27.3.19締結）により対応する。 実績：騒音防止協定に定める騒音値（Lden*57dB）を上回ることにはなかった。 28計画：騒音防止協定（航空機騒音対策事業に係る協定書：H27.3.19締結）により対応する。	戦略推進課 環境課
	公共交通機関の利用促進	○環境への付加が少ないバスや鉄道の利用を促進する。【再掲4-4】 計画：①既存路線の利用拡大に向けたPR活動を実施する。 ②鉄道運賃助成事業を展開し、地域の公共交通としての鉄道の意義を認識してもらう。 実績：①バスマップ、時刻表を作成し、転入者への窓口配布、各出先機関等への配備するほか、28年度から実施する運賃改訂や路線変更に向けて、広報、ホームページ等のPR活動を行った。 ②大井川鉄道運賃助成事業を実施することで、近隣住民の鉄道乗者数を認識し鉄道の意義を改めて再確認する機会となった。 28計画：①コミュニティバス路線、鉄道の利用拡大に向けたPR活動の実施。	生活安心課
	自動車使用による環境負荷の低減	◎ノーカーデーを実施し、通勤時の自動車使用による環境負荷の低減に努める。【再掲4-4】 計画：普段、自動車・二輪車で通勤する職員（臨時・嘱託を含む）を対象として、毎月第3週のいずれかの1日で実施する。また、第3週の金曜日を集中実施日として実施する。 実績：年間実施率は61.3%（前年比7.2ポイント増）、CO2削減量は5,312kg（前年度比247kg減）、実施者数は延べ4,035人となった。 28計画：普段、自動車・二輪車で通勤する職員（臨時・嘱託を含む）を対象として、毎月第3週のいずれかの1日で実施する。また、第3週の金曜日を集中実施日として実施する。 ○各種イベント開催時は、公共交通機関や自転車・徒歩による参加を呼びかける。【再掲4-4】 計画：イベント開催時に随時呼びかけを行う。 実績：イベント開催時（プラザおおり開催等）には公共交通機関等を利用するようチラシ等で呼びかけを行った。 28計画：イベント開催時に随時呼びかけを行う。	全課

取組の方向 2-5 有害化学物質対策を進める

数値目標

指標名	基準値 (H23年度)	H27年度	中間目標 (H29年度)	中間目標に対する 達成率
有害化学物質（地下水・土壌）の環境基準*達成率（注1）	100%	100%	100%	100%

注1 ダイオキシン類、有機塩素化合物、重金属の環境基準達成率

有害化学物質（地下水・土壌）の環境基準達成率は順調に推移しています。

市の施策

取組内容		取組内容の詳細	担当課
有害化学物質	PRTR*制度の推進	○PRTR制度（化学物質排出移動量登録制度）の周知徹底を図り、化学物質の適正管理を推進する。 計画：PRTR制度の周知徹底を図る。 実績：田代環境プラザ窓口にPRTR制度啓発用パンフレットを設置した。 28計画：PRTR制度の周知徹底を図る。	環境課

取組内容	取組内容の詳細	担当課
有害化学物質	ダイオキシン類*濃度の測定と発生抑制 ◎野焼きの原則禁止を周知するとともに、野焼き行為者に対する指導を行う。 計画：野焼きに対する指導と啓発活動の実施。 実績：7件の野焼き苦情に対応し、指導を行った。 広報はまだ3月号に掲載。 28計画：野焼きに対する指導と啓発活動の実施。 ○河川や地下水、土壌中のダイオキシン類濃度を定期的に測定し、監視を行う。 計画：地下水のダイオキシン類濃度の測定。 実績：地下水1箇所（初倉中学校）のダイオキシン類濃度の測定を実施し、結果は基準値内であった。 28計画：地下水のダイオキシン類濃度の測定。	環境課
	塩素系有機溶剤*調査の実施 ○地下水、工場排水の塩素系有機溶剤調査を定期的に実施し、監視を行う。 計画：地下水、工場排水の塩素系有機溶剤調査の実施。 実績：地下水7か所と工場排水2か所の塩素系有機溶剤調査を実施し、結果は基準値内であった。 28計画：地下水、工場排水の塩素系有機溶剤調査の実施。	環境課
	ごみ焼却施設の運転管理 ○田代環境プラザから排出されるダイオキシン類などの測定を実施し、国の排出基準より厳しい地元協定値に基づく運転管理を行う。 計画：排ガスに含まれる①ばいじん*、②硫黄酸化物*、③窒素酸化物*、④塩化水素、⑤ダイオキシン類について2ヶ月に1回以上の検査を実施（ダイオキシンは炉毎年2回）し、地元協定値以下の環境目標値を維持した運転を実施する。 実績：年6回の測定の結果、上記地元協定値を維持できた。 28計画：排ガスに含まれる①ばいじん、②硫黄酸化物、③窒素酸化物、④塩化水素、⑤ダイオキシン類について2ヶ月に1回以上の検査を実施（ダイオキシン類は炉毎年2回）し、地元協定値以下の環境目標値を維持した運転を実施する。	環境課

3 資源循環の推進

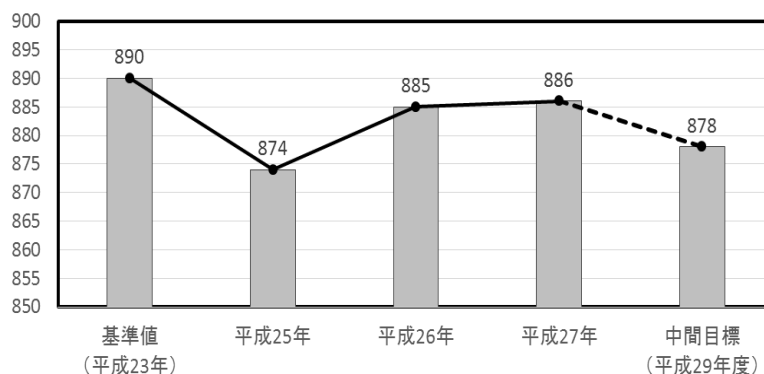
取組の方向 3-1 3Rでごみを減らす

数値目標

指標名	基準値 (H23年度)	H27年度	中間目標 (H29年度)	中間目標に対する 達成率
1人1日当たりごみ排出量 【再掲3-2】	890g/人・日	886g/人・日	878g/人・日 (H30)	33.3%
リサイクル率（古紙・ペットボトル・トレイ・牛乳パックなど）	24.8%	19.8%	30.0%(H30)	要改善
生ごみ処理容器等購入助成件数	30件	20件	40件	要改善

1人1日当たりごみ排出量は若干減少しています。生ごみ処理容器等購入助成件数は基準年と比べて、減少しました。リサイクル率は19.8%と減少しましたが、これは市内に回収ステーションを設けるなどして、民間事業者による古紙回収量の増加が影響していると考えられます。

1人1日当たりゴミ排出量（g/人・日）



市の施策

取組内容		取組内容の詳細	担当課
ごみの発生抑制(リデュース)	マイグッズの推進	○マイグッズ運動(マイバック*、マイボトル、マイカップ、マイ箸*など)の一層の推進を図る。 計画:マイグッズ運動の啓発推進を図る。 実績:マイグッズ運動の具体的な啓発は実施しなかったが、3Rについてのポスター掲示、リーフレット配布を実施した。 28計画:マイグッズ運動の啓発推進を図る。	環境課
	紙ごみの減量	○裏紙利用の徹底や印刷配布物の削減に努めるとともに、文書の共有化を図る。 計画:○A用紙使用量(A4換算)【総務課集中管理分】:5,000,000枚 実績:○A用紙使用量(A4換算)【総務課集中管理分】:6,321,000枚 28計画:○A用紙使用量(A4換算)【総務課集中管理分】:6,000,000枚	全課
ごみの再利用(リユース)	生活用品活用バンクの利用促進	○市民同士が情報交換し、不用になった生活用品の有効活用を図る「生活用品活用バンク」の利用促進を図る。 計画:毎週火曜日・木曜日の開設による現在の運営方法を続けるとともに、市のホームページに全登録物品が掲載されていることを広く市民に周知させ、利用者及び取引件数の更なる増加に努める。 実績:①毎週火曜日・木曜日に生活用品活用バンクを開設した。 ②広報紙掲載に加え、市のホームページに「譲ります」「譲ってください」の最新登録品目全てを掲載し(毎週木曜日更新)利活用推進に努めた。 ③フリーマーケット、くらし・消費・環境展等のイベント時に、来場者へチラシを配布するなどPRに努めた。 ④27年度実績 譲ります 218件、譲ってください240件成立件数130件(うち有償 20件) 28計画:毎週火曜日・木曜日の開設による現在の運営方法を続けるとともに、市のホームページに全登録物品が掲載されていることを広く市民に周知させ、利用者及び取引件数の更なる増加に努める。 28年度計画 譲ります 220件、譲ってください250件、成立件数130件	生活安心課
ごみの再利用(リサイクル)	資源回収の推進	◎古紙、ペットボトル、白色トレイ、牛乳パックなどの資源回収を推進する。 計画:①定期的な回収、適正な処理ルートにより資源回収を推進し、リサイクルの取り組みを強化する。 ②スーパー・事業者に協力を求め、ペットボトル・トレイ・牛乳パックの拠点回収を行い、ごみの散乱を防ぎ資源再利用化を促進する。 実績:①古紙905t、ペットボトル185t、白色トレイ12t、紙パック23t等を回収し、資源化を図った。 ②34店舗のスーパー・事業者での拠点回収を行い、ごみの散乱を防ぎ資源再利用化を促進した。 28計画:①定期的な回収、適正な処理ルートにより資源回収を推進し、リサイクルの取組を強化する。 ②スーパー・事業者へペットボトル・トレイ・牛乳パックの拠点回収協力を求め、ごみのポイ捨て、ごみの散乱を防ぎ資源の再利用化を促進する。 ③古布類及び雑紙の分別回収の推進を図る。 ◎集団回収を実施している団体への支援を行う。 計画:古紙等資源を集団回収する団体に対し、その実績に応じて奨励金を交付する。 実績:古紙等資源を1,865,606kg回収し、142団体に奨励金7,526,564円を交付した。 28計画:古紙等資源を集団回収する団体に対し、その実績に応じて奨励金を交付する。	環境課
	廃食用油の回収とバイオディーゼル燃料*の活用	○使用済み廃食用油を回収するとともに、廃食用油から精製されたバイオディーゼル燃料の公用車などへの活用を図る【再掲4-3】。 計画:島田市内で排出された廃食用油が、バイオディーゼル燃料として公用車での使用が可能であるかまた、その他の燃料として利用が可能であるか研究する。 実績:公用車へのバイオディーゼル燃料について、その利用拡大を検討したが、車両メーカーの保証が受けられなくなることを確認したため、現状でのBDF利用は、していない。しかし、給食センターからの廃食用油回収量の増加を図った。(一般家庭:6,280リットル、給食センター:15,600リットル) 28計画:廃食用油の回収量の増加と市民への啓発を実施する。	環境課

取組内容		取組内容の詳細	担当課
ごみの再利用(リサイクル)	ごみ資源化の推進	<p>○田代環境プラザでのごみ資源化(スラグ・メタル)を推進し、利活用を図る。</p> <p>計画：全量有効利用する。</p> <p>実績：全量有効利用できた。(スラグ:2,045.1t、メタル:276.15t)</p> <p>28計画：全量有効利用する。</p> <p>○剪定枝の堆肥化を推進する。</p> <p>計画：田代環境プラザで剪定枝の堆肥化、販売・配布を実施し、草木系廃棄物の有効利用を図る。</p> <p>実績：剪定枝搬入量56.94t、資源化(腐葉土)量25.32t、販売量24.7t</p> <p>28計画：田代環境プラザで剪定枝の堆肥化、販売、配布を実施し、草木系廃棄物の有効利用を図る。</p>	環境課
	生ごみの堆肥化の推進	<p>◎食品関連事業者から排出される生ごみの堆肥化を推進する。</p> <p>計画：田代環境プラザで生ごみの堆肥化、販売・配布を実施する。</p> <p>実績：生ごみ搬入量35.26t、資源化(堆肥)量2.16t、販売量2.00t(※平成27年2月23日～11月24日まで処理機故障の為、搬入なし)</p> <p>28計画：田代環境プラザで生ごみの堆肥化、販売・配布を実施する。</p> <p>◎家庭から排出される生ごみの資源化を促進するため、生ごみ処理容器などの購入に対して補助を行う。</p> <p>計画：生ごみ処理容器等の購入に対して補助金を交付し、家庭から排出される生ごみの資源化を促進する。</p> <p>実績：コンポスト*6台、生ごみ処理機*14台、計20台に対し補助金を交付した。</p> <p>28計画：生ごみ処理容器等の購入に対して補助金を交付し、家庭から排出される生ごみの資源化を促進する。</p> <p>○生ごみ資源化の手法について調査・研究を行う。</p> <p>計画：他市町が実施した一般家庭から排出される生ごみの分別回収の調査・研究を実施する。キエーロ(生ごみ完全分解処理容器)*の普及啓発事業の推進を図る。</p> <p>実績：調査・研究内容が当市の一般家庭の生ごみ分別回収の実施には至っていない。キエーロ(生ごみ完全分解処理容器)の実証実験をモニターに実施してもらい、約1.2トンのごみが消滅した。</p> <p>28計画：他市町が実施した一般家庭から排出される生ごみの分別回収の調査・研究を実施する。キエーロ(生ごみ完全分解処理容器)の普及啓発事業の推進を図る。</p>	環境課

取組の方向 3-2 ごみを正しく処理する

数値目標

指標名	基準値 (H23年度)	H27年度	中間目標 (H29年度)	中間目標に対する 達成率
1人1日当たりごみ排出量 【再掲3-1】	890g/人・日	886g/人・日	878g/人・日 (H30)	33.3%

市の施策

取組内容		取組内容の詳細	担当課
ごみの適正処理	分別収集の啓発	<p>◎わかりやすいごみカレンダーを作成・配布し、市民への分別収集への意識を啓発する。</p> <p>計画：ごみ収集カレンダーを拡充し、より具体的でわかりやすい内容にするための検討を行う。</p> <p>実績：平成27年12月より5回の校正を行い38,000部のごみ収集カレンダーを作成した。また、町内会別に包装して使送による各戸配布した。</p> <p>28計画：ごみ収集カレンダーを拡充し、より具体的でわかりやすい内容にするための検討を行う。</p>	環境課

取組内容	取組内容の詳細	担当課
ごみの適正処理	<p>○田代環境プラザ・最終処分場*を適正に維持管理する。 計画：最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（総理府・厚生省令）を遵守し管理する。 実績：基準の内容にある、埋立管理・水質検査結果等、基準を遵守できた。</p> <p>28計画：最終処分場に係る技術上の基準を定める命令（総理府・厚生省令）を遵守し管理する。</p> <p>○最終処分場の残余容量の低下に対応するため、廃プラスチックの掘り起こしを行い、延命化を図る。 計画：900tの廃プラスチックの掘り起こしを行う。 実績：241tの廃プラスチックの掘り起こしを行い、全体予定量13,330tの95%約12,665tを達成したため、平成27年11月で終了した。</p> <p>28計画j:なし。</p> <p>○新たな最終処分場について検討する。 計画：島田市田代環境プラザ溶融飛灰処理方法検討委員会の実施 ①処理方法について、新処分場の建設または外部委託の選定 ②新最終処分場を建設する方針の場合の、候補地の選定 実績：島田市田代環境プラザ溶融飛灰処理方法検討委員会において、以下の通り決定した。 ①現処分場使用終了後、当面は外部委託とする。 ②新最終処分場の候補地については、引き続き調査・検討を行う。</p> <p>28計画：平成29年度から外部委託する可能性をふまえ、平成28年度中に複数の委託業者を調査し選定する。また、市内の候補地について調査する。</p>	環境課
事業所ごみの適正処理	<p>○事業者が排出するごみについては、排出者の自己処理責任に基づく適正処理を指導する。 計画：島田市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者が許可の条件のとおり適正に処理を行うよう指導する。また、環境衛生自治推進協会総会や商工会議所等の広報誌において、啓発を図る。 実績：一般廃棄物処理業許可業者へ事業系一般廃棄物の適正処理について、許可条件と併せ、指導を実施した。また、環自協等の会議で、適正処理について、啓発を図った。</p> <p>28計画：一般廃棄物処理業許可業者へ事業系一般廃棄物の適正処理と合わせて、廃棄物減量についても指導する。</p>	環境課

コラム1

島田市田代環境プラザの溶融炉

市内の家庭から出たごみは、ごみ収集車等で田代環境プラザに運ばれ処理されます。田代環境プラザでは、ガス化溶融炉で可燃ごみ、粗大ごみ、破碎残渣も含めて多様なごみを安定化して溶融処理しています。溶融炉で発生した熱分解ガスは、燃焼室で完全燃焼させ、排ガスを処理してクリーンなガスにしています。ごみを処理する際に発生した熱をボイラに送り、ボイラで作られた蒸気を利用して発電を行い、施設内の電力を賄っています。

ごみの燃えないものの殆どは高温溶融処理され、スラグやメタルとして再資源化しています。従って、埋め立てるものは、安定化した飛灰のみとなります。そのため最終処分量は以前のストーカ炉と比べ大幅に削減されました。このように効率的で環境にもやさしい溶融炉ですが、長期間使用するためにもルールに沿った分別をお願いします。



取組の方向 3-3 ごみのないまちづくりを進める

数値目標

指標名	基準値 (H23年度)	H27年度	中間目標 (H29年度)	中間目標に対する 達成率
環境美化活動参加団体数(注1)	103団体	107団体	110団体	57.1%
不法投棄監視パトロール実施回数	5回/年	4回/年	5回以上/年	要改善

注1 市内一斉美化活動、リバーフレンドシップ制度、ボランティア・サポート・プログラム*、アダプト・ロード*・プログラムの参加団体数

環境美化活動参加団体数は増加しています。不法投棄監視パトロール実施回数は年4回にとどまっています。

市の施策

取組内容	取組内容の詳細	担当課
環境美化	<p>○「ごみのない美しいまちづくり条例」に基づき、ごみのポイ捨て、ごみの散乱を防ぐ。</p> <p>計画：不法投棄パトロール実施時にカンバン等の設置を行い、ごみのポイ捨て、ごみの散乱を防ぎ資源の再利用化を促進する。</p> <p>実績：不法投棄パトロール実施時に不法投棄防止啓発カンバン等の設置を行い、ごみの散乱を防ぎ資源再利用化を促進した。パトロール地域は初倉地区、金谷地区、六合・大津地区、川根地区。</p> <p>28計画：不法投棄パトロール実施時にカンバン等の設置を行い、ごみのポイ捨てごみの散乱を防ぎ資源の再利用化を促進する。</p>	環境課
環境美化活動の推進	<p>◎市内一斉環境美化活動を実施し、環境美化の意識高揚を図る。【再掲5-3】</p> <p>計画：市内一斉環境美化活動（川ざらい）を実施し、土砂の浚渫を行う。</p> <p>実績：4月4日・5日、市内一斉環境美化活動（川ざらい）を実施した。76町内会参加・土のう搬入550t。</p> <p>28計画：市内一斉環境美化活動（川ざらい）を実施し、土砂の浚渫を行う。</p> <p>◎地域住民によるごみ拾いなどの環境美化活動を推進する。【再掲5-3】</p> <p>計画：環境衛生自治推進委員によるごみ集積場のパトロールを実施する。また、地域住民によるごみ拾い奉仕活動の協力をを行う。</p> <p>実績：9月の環境衛生月間に、伊太、相賀、神座を重点地区として集積場パトロールを実施した。また、地域住民で行う奉仕作業で集められたごみの回収に協力した。</p> <p>28計画：環境衛生自治推進委員によるごみ集積場のパトロールを実施する。また地域住民によるごみ拾い奉仕活動の協力をを行う。</p> <p>○ボランティアによる道路の環境美化活動を支援する。【再掲5-3】</p> <p>計画：ボランティア・サポート・プログラム*に基づき、地域住民や団体等の自主的な活動による環境美化活動を推進する。</p> <p>実績：国道1号線インターチェンジ周辺の環境美化活動を行う8団体を支援した。</p> <p>28計画：ボランティア・サポート・プログラムに基づき、地域住民や団体等の自主的な活動による環境美化活動を推進する。</p>	環境課
不法投棄	<p>○ごみの不法投棄を防止するため、パトロールなどの監視を実施するとともに、市民・事業者への啓発を行う。</p> <p>計画：環境衛生自治推進委員による不法投棄パトロールを行実施し、環境美化活動の推進に努める。</p> <p>実績：年4回の不法投棄パトロールを実施し不法投棄物の回収を行った。パトロール地域は初倉地区、金谷地区、六合・大津地区、川根地区。</p> <p>28計画：環境衛生自治推進委員による不法投棄パトロールを行実施し、環境美化活動の推進に努める。</p>	環境課

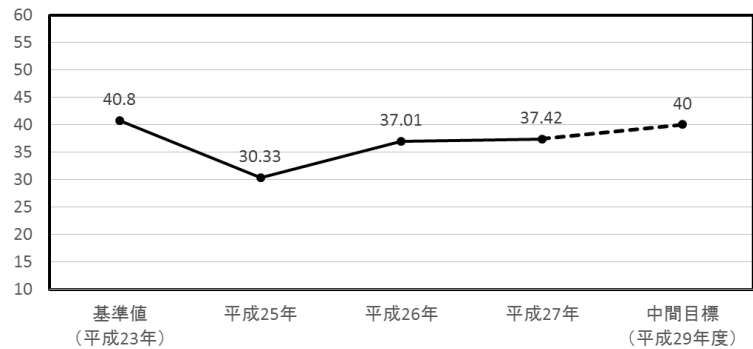
取組の方向 3-4 グリーン購入・地産地消をすすめる

数値目標

指標名	基準値 (H23年度)	H27年度	中間目標 (H29年度)	中間目標に対する 達成率
市役所内でのグリーン購入*調達率	96.2%	96.2%	100%	要改善
学校給食への地場産品の導入割合 (重量ベース)	40.8%	37.42%	40%以上	要改善

基準年と比較して、市役所内でのグリーン購入調達率は横ばいとなりました。学校給食への地場産品の導入割合について、平成26年度より微増となりました。

学校給食への地場産品の導入割合 (%)



市の施策

取組内容	取組内容の詳細	担当課
入グリーン購	グリーン購入の推進 ◎環境に配慮した製品を優先的に購入するグリーン購入を推進する。 計画：市の物品購入は可能な限りグリーン購入とする。 実績：全体平均で96.2%グリーン購入を実施した。 28計画：物品購入の際は、可能な限りグリーン購入とする。	環境課
*地産地消	地場産品の販路の確保 ◎地場産品の直販所や小売店への地場産品販売コーナーの設置を進める。 計画：まんさいかんや川根温泉道の駅の販売店、やまゆり、ジャパンバザールなどで継続的に地場産品の販売を行う。 実績：まんさいかん、川根温泉道の駅の販売店、やまゆり、ジャパンバザールなどで地場産品の販売を行った。 28計画：まんさいかんや川根温泉道の駅の販売店、やまゆり、ジャパンバザールなどで継続的に地場産品の販売を行う。 ○朝市グループ、J A 大井川、市民グループと市が連携し、地産地消の推進を図る。 計画：島田市農業祭実行委員会を組織し、島田産業祭り(農業祭)に参加し、地場産品等の販売を行う。 実績：11月7～8日に島田産業祭り(農業祭)に参加した。 参加団体数:14団体 28計画：島田市農業祭実行委員会を組織し、島田産業祭り(農業祭)に参加し、地場産品等の販売を行う。	農林課
生産者・流通業者・消費者の交流の場の構築	○地産地消について、生産者・流通業者・消費者が望ましいあり方や推進について検討する場づくりを進める。 計画：島田市地産地消推進連絡会を開催し、生産者、消費者、農協、行政が地産地消の推進について検討する。 実績：年2回開催(8月、2月)し、生産者、消費者、農協、行政が地産地消に関する意見交換を行った。 28計画：島田市地産地消推進連絡会を開催し、生産者、消費者、農協、行政が地産地消の推進について検討する。	農林課
地産地消*の普及啓発	○地産地消に関する情報を提供して消費者の関心を高め、地場産品の消費拡大を図る。 計画：市のホームページや関係団体・市内施設等へ朝市マップを配布し、朝市の開催情報を発信し、地産地消の推進を図る。 地産地消イベントの情報発信を行う。 実績：朝市マップの配布およびホームページ・広報によるイベント情報の発信を行った。 28計画：市のホームページや関係団体・市内施設等へ朝市マップを配布し、朝市の開催情報を発信し、地産地消の推進を図っていく。 地産地消イベントの情報発信を行う。	農林課

取組内容	取組内容の詳細	担当課
地産地消	<p>地産地消の普及啓発</p> <p>○地産地消を学ぶ機会とするため、体験教室（親子料理教室・中学生料理バトル）を開催する。 計画：親子料理教室、地場産品利用をテーマにした中学生料理バトルを7月に開催する。 実績：親子料理教室を2会場で開催し、24組57人が参加した。 中学生料理バトルを一会場で開催し、7組24人が参加した。 28計画：親子料理教室、地場産品利用をテーマにした中学生料理バトルを7・8月に開催する。</p> <p>○各種イベントなどで地産地消への取組を企画する。 計画：農業祭、大井川マラソン、市町対抗物産展などの各種イベントに参加し、生産者と消費者が直接交流する機会をつくることにより地産地消の推進を図る。 野菜栽培講習会を開催し、地産地消への関心を高める。 実績：農業祭、大井川マラソン、金谷文化産業祭、市町対抗物産展、初倉まつり、湯日ふれあいまつり、トラック市、富士山静岡空港開港6周年イベントに参加した。野菜栽培講習会を年2回開催し、季節に合った野菜の作り方や農薬の使用を抑えた栽培方法などの講習を行った。 28計画：農業祭、大井川マラソン、市町対抗物産展などの各種イベントに参加し、生産者と消費者が直接交流する機会をつくることにより地産地消の推進を図る。 野菜栽培講習会を開催し、地産地消への関心を高める。</p>	<p>学校給食課</p> <p>農林課 全課</p>
学校給食への地場産品の導入	<p>◎地場産品及び環境に配慮した農業で生産された農産物を積極的に学校給食へ導入する。 計画：地場産物使用料を重量、品目共に40%を目標とする。 実績：島田産 重量37.42% 品目40.00% 28計画：地場産物使用量を重量、品目共に40%とする。</p> <p>○地産地消を進めるとともに、身近な地場産品について学ぶ機会とするため、学校給食地産地消連絡会を開催する。 計画：学校給食への地場産物の安定供給を検討するため、学校給食地産地消推進連絡会を2回開催する。 実績：学校給食地産地消推進連絡会を2回（11月、3月）開催した。 28計画：学校給食への地場産物の安定供給を検討確認するため、連絡会を2回開催する。</p>	学校給食課

4 地球環境の保全

取組の方向 4-1 地球温暖化対策を進める

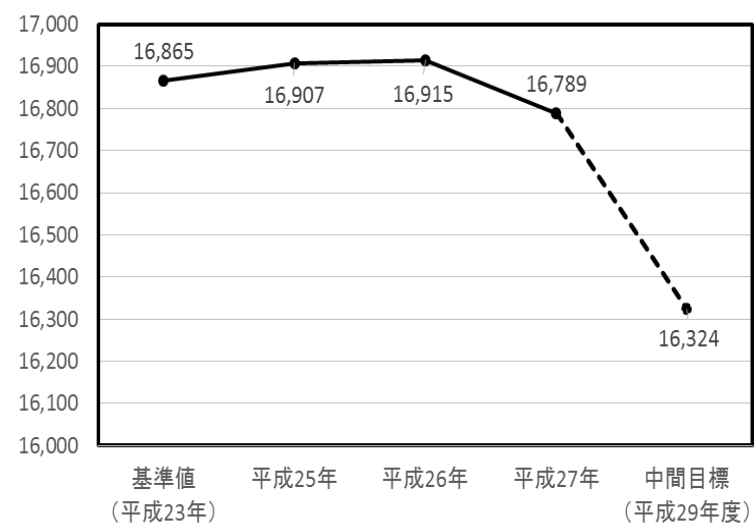
数値目標

指標名	基準値 (H23年度)	H27年度	中間目標 (H29年度)	中間目標に対する 達成率
1人当たり二酸化炭素排出量(注1)	12.1 t-CO2/年 (H21)	7.7 t-CO2/年 (H24)	—	—(注2)
島田市役所の温室効果ガス* 総排出量	16,865 t-CO2/年	16,789t-CO2/ 年	16,324 t-CO2/年 (H27)	14.0%
家庭版環境マネジメント事業* 参加世帯数	1,180世帯	305人	1,350世帯	要改善
エコアクション21*認証取得 事業所数(累計)	66事業所	76事業所	83事業所	58.8%

注1 統計数値などから算出するため、算出可能な3年前の実績値とします。 注2 算定方法の変更により比較できないため(75ページ参照)

1人当たり二酸化炭素排出量は減少していますが、算定方法が変更したためです。平成26年度と比較して、島田市役所の温室効果ガス総排出量は大きく減少しました。家庭版環境マネジメント事業参加世帯数は、県民運動の家庭版環境マネジメント事業に参加する形で実施してきましたが、平成26年度から事業が変更になり人数換算となりました。エコアクション21認証取得事業所数については、順調に増加しています。

島田市役所の温室効果ガス総排出量 (t-CO2/年)



市の施策

取組内容	取組内容の詳細	担当課
地球温暖化対策	<p>◎島田市地球温暖化対策実行計画に基づく取組を推進し、市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減に努める。</p> <p>計画：温室効果ガス排出量：16,324 t-CO2/年 実績：温室効果ガス排出量：16,789 t-CO2/年</p> <p>28計画：平成28年度から島田市地球温暖化対策実行計画の第3期計画が始まり、新たな算定方法で30年度までに温室効果ガスを4%削減する目標としている。平成26年度を基準年度とし、排出量35,960 t-CO2/年のため、毎年480 t-CO2/年の削減を図る。</p> <p>○市・市民・事業者が一体となり、市全体の温室効果ガス排出量の削減を目指す「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の策定を検討する。</p> <p>計画：県内他市事例も参照して、計画に掲載する施策の情報を収集する。 実績：県内他市事例などの情報収集を行った。平成27年度の策定の実施はなし。 28計画：県内他市事例も参照して、計画に掲載する施策の情報を収集する。</p>	環境課

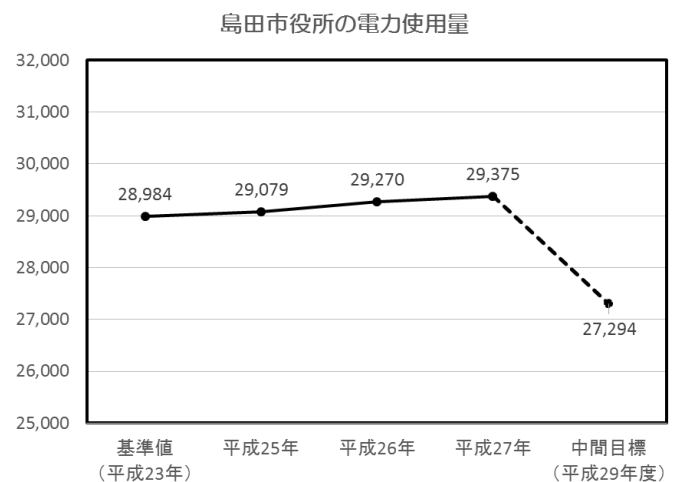
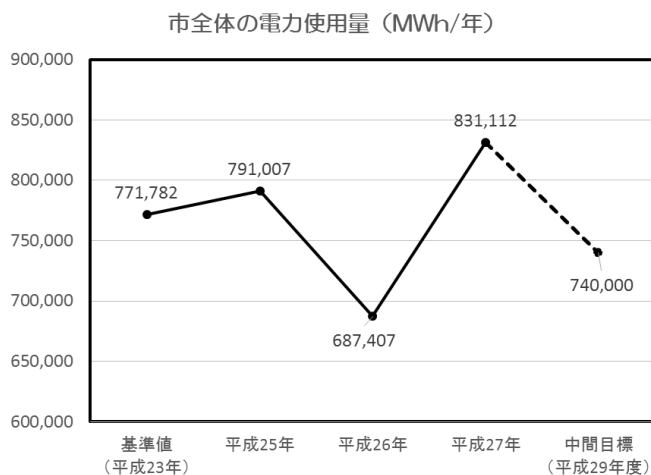
取組内容		取組内容の詳細	担当課
地球温暖化対策	オゾン層*破壊物質の適正管理	○特定フロン*封入機器を適正に管理することにより、オゾン層破壊の防止に寄与する。 計画：特定フロン封入機器 適正廃棄率：100% 実績：特定フロン封入機器 適正廃棄率：100% 28計画：特定フロン封入機器 適正廃棄率：100%	環境課
環境マネジメントシステム*	家庭版環境マネジメント事業の推進	◎家庭における地球温暖化防止に向けた取組を促進するため、家庭版環境マネジメント事業を推進する。 計画：市民及び市内団体を対象にふじのくにエコチャレンジCHECK事業を実施する。 実績：ふじのくにエコチャレンジCHECK事業を実施し、305人が参加した。 28計画：施設見学者等にエコライフチェックを配布する。	環境課
	エコアクション21認証取得の支援	◎事業所における地球温暖化防止に向けた取組を促進するため、自治体イニシャティブ*・プログラムにより、エコアクション21の認証取得を支援する。 計画：エコアクション21取得セミナーを開催する。 実績：セミナーを開催し、2事業者の参加があった。 28計画：エコアクション21取得セミナーを開催する。	環境課

取組の方向 4-2 省エネルギーを進める

数値目標

指標名	基準値 (H23年度)	H27年度	中間目標 (H29年度)	中間目標に対する 達成率
市全体の電力使用量	771,782MWh/年	831,112MWh/年	740,000MWh/年	要改善
島田市役所の電力使用量	28,984MWh/年	29,375MWh/年	27,294MWh/年 (H27)	要改善

市全体の電力使用量は大幅に増加しました。島田市役所の電力使用量は若干増加しました。



市の施策

取組内容		取組内容の詳細	担当課
省エネルギー	エネルギー使用量の低減	○省エネルギー法*の特定事業者として、市有施設におけるエネルギーの使用量の低減に努める。 計画：市役所のエネルギー使用量 (原油換算)：対前年度比1%減 (5,675kl以下) 実績：市役所のエネルギー使用量 (原油換算)：対前年度比8%減 (5,272kl以下) 28計画：市役所のエネルギー使用量 (原油換算)：対前年度比1%減 (5,219kl以下)	環境課

取組内容		取組内容の詳細	担当課
省エネルギー	省エネルギー機器の導入	<p>◎照明器具のLED*化を進める。 計画：市役所本庁舎蛍光灯のLED化 実績：①第一中学校、第二中学校、湯日小学校において、体育館の改修工事に伴い、照明器具のLED化を実施した。 ②初倉小学校に校舎改修工事に伴い、校舎の一部の照明のLED化を実施した。 ③川根小学校の建替えに伴い、校舎及び体育館、外照明のLED化を実施した。 ④金谷生きがいセンター、プラザおおりにおいて、照明器具のLED化を実施した。</p> <p>28計画：保健福祉センターの既存照明のLED化のための検討を進める。事業実施は平成29年度予定。</p> <p>◎新たな市有施設を建設する際には、省エネルギー機器の導入を検討する。 計画：川根小建替えに伴う校舎・体育館照明のLED化（H26・27年度事業） 実績：島田市立川根小学校の建設に伴い、校舎と体育館及び併設する図書館内の照明をLED照明とした。 28計画：川根温泉にメタンガスを利用した発電設備を新たに設置し、川根温泉で使用する電気や燃料などの削減を進める。</p>	各課
		<p>○省エネルギー機器の導入に関する情報提供を行い、市民・事業者への普及啓発を図る。 計画：家電製品の省エネ性能カタログの配架。 実績：省エネカタログ(2015年夏版及び冬版)を田代環境プラザ事務所に配架した。 28計画：家電製品の省エネ性能カタログの配架。</p>	環境課
省エネルギー行動の推進		<p>◎市職員が率先してクールビズ*・ウォームビズ*などの省エネルギー行動を実践する。 計画：5月7日から10月31日までを夏季の軽装期間として、クールビズの取組を行う。 実績：5月7日から10月31日までを夏季の軽装期間として、クールビズの取組を行い、節電や儉約に関する職員及び市民の意識啓発を図った。 28計画：5月9日から9月30日までを夏季の軽装期間として、クールビズの取組を行う。</p> <p>○市有施設における節電の取組を推進する。 計画：夏季（7～9月）における庁舎の電力使用量：平成22年度比△15% 冬季（12～3月）における庁舎の電力使用量：平成22年度比△10% 実績：夏季（7～9月）における庁舎の電力使用量：平成22年度比△26.6% 冬季（12～3月）における庁舎の電力使用量：平成22年度比△21.6% 28計画：5月9日から9月30日までを夏季の軽装期間として、クールビズの取組を行う。</p>	人事課 全課
		<p>○省エネルギー行動に関する情報提供を行い、市民・事業者への意識啓発を図る。 計画：広報紙や環境関連イベント等を通じて、省エネ取組に関する情報発信をして意識の啓発を図る。 実績：環境月間に合わせて広報しまだ6月号に環境に関する記事を掲載した。10月に開催したくらし・消費・環境展で、ブースを出展し省エネ取組に関する情報発信をした。 28計画：広報紙や環境関連イベント等を通じて、省エネ取組に関する情報発信をして意識の啓発を図る。</p>	環境課

取組の方向 4-3 再生可能エネルギーの利用を進める

数値目標

指標名	基準値 (H23年度)	H27年度	中間目標 (H29年度)	中間目標に対する 達成率
太陽エネルギー利用設備導入助成 利用者の発電容量	2,226kw	7,215kw	4,290kw (H30)	100%
廃食用油回収量	6,100ℓ	6,280ℓ	6,600ℓ	36%

太陽エネルギー利用設備導入助成利用者の発電容量は、大幅に増加しました。廃食用油回収量は基準年と比較して若干増加しました。

市の施策

取組内容	取組内容の詳細	担当課
再生可能エネルギーの普及拡大	<p>◎住宅用太陽光発電*システムの設置を促進するため、設置に対する補助を行う。</p> <p>計画：住宅用太陽光発電システム（10kw未満）を導入する事業に対し補助金を交付する。補助金額は、1kwあたり1万5千円（千円未満の端数切捨て、上限6万円）。市内業者が施工を行う場合は、上記で算出した額に2万円を追加する。</p> <p>実績：補助金交付件数 212件 合計発電容量 1,098.95kw(累計発電容量7,214.85kw)</p> <p>28計画：住宅用太陽光エネルギーシステムを導入する事業に対し補助金を交付する。太陽光発電設備（10kw未満）を導入する事業に対し補助金を交付する。補助金額は、1kwあたり1万5千円（千円未満の端数切捨て、上限6万円）。強制循環型太陽熱利用設備*を導入する事業に対し補助金を交付する。補助金額は、1基当たり4万円。市内業者が施工を行う場合は、上記で算出した額に2万円を追加する。</p> <p>○再生可能エネルギー利用に関する情報提供を行い、市民・事業者への普及啓発を図る。</p> <p>計画：①広報しまだに当該年度の補助金内容を掲載する。 ②FMしただで、太陽光発電システム補助金に関する内容を放送する。</p> <p>実績：①広報しまだ4月号に掲載した。 ②実施なし。</p> <p>28計画：広報しまだに当該年度の補助金内容を掲載する。</p>	環境課
再生可能エネルギーの利用	<p>◎新たな市有施設を建設する際には、再生可能エネルギーの利用を検討する。</p> <p>計画：川根温泉ホテルにおける温泉エネルギー利用（実験・研究）</p> <p>実績：川根温泉メタンガス利活用事業に係る設備導入のための試算や補助金の申請について調査・研究を実施した。</p> <p>28計画：川根温泉メタンガス利活用事業を平成29年2月下旬までに完了し、運用を開始する。</p>	各課
	<p>○市有地へのメガソーラー*の設置を進める。</p> <p>計画：平成27年度においては新たなメガソーラー設置の予定はなし。</p> <p>実績：新たなメガソーラー設置はなかった。</p> <p>28計画：平成28年度においては新たなメガソーラー設置の予定はなし。</p> <p>○市内の豊富な水資源を活用した小水力発電の導入について検討する。</p> <p>計画：国、県等の主催する小水力発電に関する研修や情報交換会に積極的に参加し、市内における導入可能性について調査・研究を行う。</p> <p>また、小水力合同検討会の中で、島田市における小水力発電施設の設置可能性について検討を行う。</p> <p>実績：島田市小水力発電の創出合同検討会を6回開催した。 (4/24、5/28、6/30、8/3、12/18、2/4)</p> <p>28計画：国、県等の主催する小水力発電に関する研修や情報交換会に積極的に参加し、市内における導入可能性について調査・研究を行う。</p> <p>また、小水力合同検討会の中で、島田市における小水力発電施設の設置可能性について検討を行う。</p> <p>○風力発電、バイオマスエネルギー*などの利用について調査・研究を進める。</p> <p>計画：国、県等の主催する風力発電、バイオマス発電に関する研修や情報交換会に積極的に参加し、調査・研究を行う。</p> <p>実績：5月：「平成27年度新エネルギー等連絡会」（静岡県エネルギー政策課主催）に参加。</p> <p>28計画：国、県等の主催する風力発電、バイオマス発電に関する研修や情報交換会に積極的に参加し、調査・研究を行う。</p>	環境課

取組内容	取組内容の詳細	担当課
再生可能エネルギー 廃食用油の回収とバイオディーゼル燃料の活用	<p>○使用済み廃食用油を回収するとともに、廃食用油から精製されたバイオディーゼル燃料の公用車などへの活用を図る。【再掲3-1】</p> <p>計画：島田市内で排出された廃食用油が、バイオディーゼル燃料として公用車での使用が可能であるかまた、その他の燃料として利用が可能であるか研究する。</p> <p>実績：公用車へのバイオディーゼル燃料について、その利用拡大を検討したが、車両メーカーの保証が受けられなくなることを確認したため、現状でのBDF利用は、していない。</p> <p>しかし、給食センターからの廃食用油回収量の増加を図った。 (一般家庭：6,280リットル、給食センター：15,600リットル)</p> <p>28計画：廃食用油の回収量の増加と市民への啓発を実施する。</p>	環境課
ごみ焼却熱の有効利用	<p>○ごみ焼却施設の排熱を利用して発電し、エネルギーの有効利用を図る。</p> <p>計画：ごみ焼却施設の排熱を利用して発電し、エネルギーの有効利用を図る。余剰電力については売電する。</p> <p>実績：ごみ焼却施設の排熱利用（発電量） 9,930,510kwh " "（売電量） 1,539,480kwh ごみ焼却施設の受電量 1,194,264kwh</p> <p>ごみ搬入量の減少もあり、発電量は前年比△2.49%、売電量は前年比△6.72%と減り、受電量は2.90%増となったが、排熱の有効利用は図れた。</p> <p>28計画：ごみ焼却施設の排熱を利用して発電し、エネルギーの有効利用を図る。余剰電力については売電する。</p>	環境課

取組の方向 4-4 低炭素型まちづくりを進める

数値目標

指標名	基準値 (H23年度)	H27年度	中間目標 (H29年度)	中間目標に対する 達成率
公用車への低公害車*導入割合	61%	79.0%	70%	100%
コミュニティバス利用者数	384,386人	379,717人	478,400人	要改善
市役所ノーカーデー*の実施率	41%	61.3%	50%	100%
生け垣づくり助成件数	24件	17件	25件	要改善

公用車への低公害車導入割合は順調に増加しています。コミュニティバス利用者数は大幅に減少しました。市役所ノーカーデーの実施率は大幅に増加しました。生垣づくり助成件数は減少しました。

市の施策

取組内容	取組内容の詳細	担当課
交通 低公害車の導入	<p>◎公用車への低公害車の導入を進める。【再掲2-3】</p> <p>計画：公用車の更新時に、低公害車（低燃費車、排出規制適合車、ハイブリッド車等）の導入を推進する。</p> <p>実績：平成27年度に購入した車両9台は、全て低公害車であった。</p> <p>28計画：公用車の更新時に、低公害車（低燃費車、排出規制適合車、ハイブリッド車等）の導入を推進する。</p>	総務課

取組内容	取組内容の詳細	担当課
交通 低公害車の導入	<p>○低公害車の導入に関する情報提供を行い、市民・事業者への普及啓発を図る。【再掲2-3】</p> <p>計画：市有施設にEVスタンドを導入し、市民への普及啓発を図る。</p> <p>実績：川根温泉ホテルにEVスタンド（急速充電器）を設置しており、平成27年度利用実績は297件。</p> <p>28計画：市内に設置されたEVスタンドについて、広報やホームページ等で周知する。</p>	環境課
自動車使用による環境負荷の低減	<p>◎エコドライブの普及・啓発を図る。【再掲2-3】</p> <p>計画：エコドライブ教室を6月に藤枝市・J A F 静岡支部・マジオドライバースクール藤枝校と共催で実施する。参加者は広報誌及びホームページを通じて募集する。</p> <p>実績：6月27日（土）に、島田市3人、藤枝市9人が参加し、座学と走行練習によるエコドライブ教室を実施した。</p> <p>28計画：くらし・消費・環境展等において、エコドライブに関するチラシを配布し、エコドライブの啓発を図る。</p>	環境課
	<p>◎ノーカーデーを実施し、通勤時の自動車使用による環境負荷の低減に努める。【再掲2-4】</p> <p>計画：普段、自動車・二輪車で通勤する職員（臨時・嘱託を含む）を対象として、毎月第3週のいずれかの1日で実施する。また、第3週の金曜日を集中実施日として実施する。</p> <p>実績：年間実施率は61.3%（前年比7.2ポイント増）、CO2削減量は5,312kg（前年度比247kg減）、実施者数は延べ4,035人となった。○各種イベント開催時は、公共交通機関や自転車・徒歩による参加を呼びかける。【再掲4-4】</p> <p>28計画：普段、自動車・二輪車で通勤する職員（臨時・嘱託を含む）を対象として、毎月第3週のいずれかの1日で実施する。また、第3週の金曜日を集中実施日として実施する。</p> <p>○各種イベント開催時は、公共交通機関や自転車・徒歩による参加を呼びかける。【再掲2-4】</p> <p>計画：イベント開催時に随時呼びかけを行う。</p> <p>実績：イベント開催時（プラザおおるり開催等）には公共交通機関等を利用するようチラシ等で呼びかけを行った。</p> <p>28計画：イベント開催時に随時呼びかけを行う。</p>	全課
公共交通機関の利用促進	<p>○環境への付加が少ないバスや鉄道の利用を促進する。【再掲2-4】</p> <p>計画：①既存路線の利用拡大に向けたPR活動を実施する。 ②鉄道運賃助成事業を展開し、地域の公共交通としての鉄道の意義を認識してもらう。</p> <p>実績：①バスマップ、時刻表を作成し、転入者への窓口配布、各出先機関等への配備するほか、28年度から実施する運賃改訂や路線変更に向けて、広報、ホームページ等のPR活動を行った。 ②大井川鉄道運賃助成事業を実施することで、近隣住民の鉄道乗者数を認識し鉄道の意義を改めて再確認する機会となった。</p> <p>28計画：①コミュニティバス路線、鉄道の利用拡大に向けたPR活動の実施。</p>	生活安心課

取組内容	取組内容の詳細	担当課
交通	<p>交通の円滑化</p> <p>○国道1号の4車線化をはじめ、計画的な道路整備を推進する。 計画：①都市計画道路の必要性再検証を行い、幹線道路網を再構築する。 ②道路整備プログラムに従って幹線市道の整備を進めるとともに、今後の道路整備の指針となる次期道路整備プログラムを策定する。 ③国道1号等高規格道路の早期整備について関係他市とともに関係機関に要望活動を行う。 ④近隣市等と連携して、交通渋滞対策について検討、実施する。 実績：①②都市計画道路の必要性を再検証し、将来幹線道路網の素案を作成した。また、現行道路整備プログラムに従って幹線市道（谷口中河線、二軒家牛尾線、東町御請線）の整備を進めるとともに、次期道路整備プログラムの策定に向けて内部調整を行った。 ③国道1号島田磐田間バイパス、御前崎奥大井連絡道路（国道473号）、中部横断自動車道等の早期整備について、関係他市とともに国土交通省等に要望活動を行った。 ④国交省、静岡県、近隣市、関係機関と連携し、地域の主要渋滞箇所の緩和に向けた取組みについて検討し、一部実施した。 28計画：①道路整備プログラムに従って幹線市道の整備を進めるとともに、今後の道路整備の指針となる次期道路整備プログラムを策定する。 ②国道1号等高規格道路の早期整備について関係他市とともに関係機関に要望活動を行う。 ③近隣市等と連携して、交通渋滞対策について検討、実施する。</p>	都市計画課
緑化	<p>緑化の推進</p> <p>○生け垣づくり補助事業を実施し、みどり豊かなまちづくりを進める。 計画：広報しまだ、島田市ホームページ等に生け垣づくり補助金制度について掲載し、事業の周知を図る。 （計画）20件 1,400千円 実績：広報しまだ、市ホームページ等に生け垣づくり補助金制度について掲載し、事業の周知を図った。 （実績）12件 694千円 28計画：広報しまだ、島田市ホームページ等に生け垣づくり補助金制度について掲載し、事業の周知を図る。 （計画）15件 1,050千円</p> <p>○一定規模以上の土地の利用に当たっては、緑地を整備するよう指導を行う。 計画：土地利用事業計画申請案件について、土地利用対策委員会幹事会で審議し、緑地の設置を指導する。 実績：土地利用事業計画の内該当する9件について、土地利用対策委員会幹事会において、事業者等に調整池や雨水浸透施設*、緑地の設置を指導した。 28計画：土地利用事業計画申請案件について、土地利用対策委員会幹事会で審議し、緑地の設置を指導する。</p>	市街地整備課
グリーンカーテン設置の推進	<p>○市有施設へのグリーンカーテンの設置を推進する。 計画：市有施設へグリーンカーテンを設置し、PRを行う。 実績：金谷北支所、川根支所、田代の郷温泉、小中学校、保育園、金谷消防署川根南分遣所、市民病院、田代環境プラザでグリーンカーテンを設置した。また、環境活動レポートへ記事を掲載し、PRを行った。 28計画：市有施設へグリーンカーテンを設置し、PRを行う。</p>	各課
	<p>○市民・事業者によるグリーンカーテンの設置を支援する。 計画：市有施設や環境関連イベント等で、種子を無料配布しグリーンカーテンの啓発に努める。 実績：①10月に開催したくらし・消費・環境展において、川根庁舎に設置したグリーンカーテンから採れた種子を市民に無料配布しグリーンカーテンの啓発に努めた。 ②環境月間（6月）に島田図書館において環境ミニコーナーを設置し、川根庁舎から採れた種子を市民に無料配布しグリーンカーテンの啓発に努めた。 28計画：市有施設や環境関連イベント等で、種子を無料配布しグリーンカーテンの啓発に努める。</p>	環境課

5 環境教育*・環境保全活動の推進

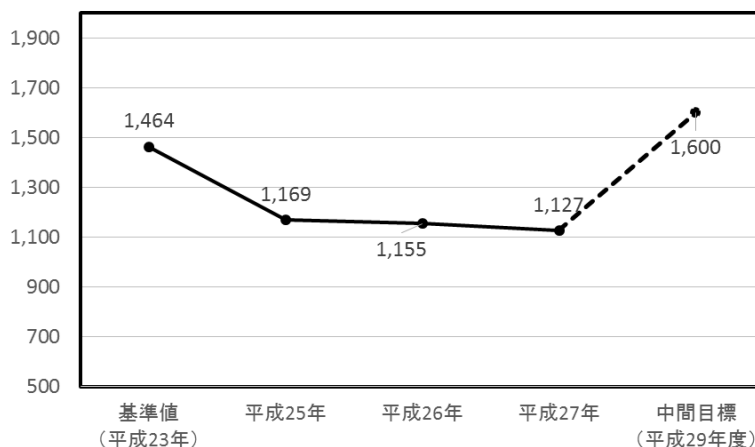
取組の方向 5-1 環境教育・環境学習を充実させる

数値目標

指標名	基準値 (H23年度)	H27年度	中間目標 (H29年度)	中間目標に対する 達成率
アース・キッズ*事業参加者数	192人	395人	300人	100%
環境学習講座受講者数（累計）	0人	39人	100人	39%
環境に関する出前講座開催数	2回	0回	5回	要改善
田代環境プラザの見学者数	1,464人	1,127人	1,600人	要改善

アース・キッズ参加者数は年々定着してきたこともあり、大幅に増加しています。環境学習講座受講者数は増加しており、今後も増加する見込みとなっています。田代環境プラザの見学者数は基準年と比較して減少していますが、これは、基準年の平成23年度は震災瓦礫の関係で見学者が多かったためと考えられます。

田代環境プラザの見学者数(人)



市の施策

取組内容	取組内容の詳細	担当課
環境教育の推進	<p>◎総合的な学習や関連性のある教科の時間を活用して、地域や子どもの実態に合った環境学習を推進する。</p> <p>計画：①各小中学校が、環境教育のテーマと対象学年を決めて取り組む。 ②総合的な学習の時間を活用して、身近な環境に対する課題テーマを設定した子どもが探究学習を行う。 ③市内全小中学校で放射線等に係る授業を実施する。</p> <p>実績：①市内全小中学校において、環境テーマに沿った活動を実施した。委員会活動を効果的に活用し、全校に意識を広げるように工夫をした学校があった。 ②環境教育は、総合的な学習の一環として各学校で定着しており、体験活動や調べ学習が子どもの実態に合わせて行われた。 ③市放射線教育推進委員会作成の学習指導案に基づき、各校が子どもの実態に応じた「放射線等に係る授業」を実施した。</p> <p>28計画：①各小中学校が、環境教育のテーマと対象学年を決めて取り組む。 ②総合的な学習の時間を活用して、身近な環境に対する課題テーマを設定した子どもが探究学習を行う。 ③市内全小中学校で放射線等に係る授業を実施する。</p>	学校教育課

取組内容	取組内容の詳細	担当課
環境教育の推進	<p>○資源を大切にすることを育てるため、リサイクル活動を実施する。 計画：古紙の分別・リサイクルを実施する。(古紙回収目標量 850 t) 実績：654 t の古紙を回収した。 (自治会による古紙回収等が推進されているため、年々減少傾向にある。 (H21 1,170t H22 1,114t H23 1,004t H24 962t H25 836t、H26 757t) 28計画：古紙の分別・リサイクルを実施する。 (古紙回収目標量。850 t。)</p>	学校教育課
指導者研修会の実施	<p>○小学校と幼稚園・保育園が連携して、幼児及び小学校低学年における環境教育の大切さを研修し、幼児・児童の指導に活用する。 計画：子どもを取り巻く環境について、幼保小の連携を意識しながら、年2回の「幼保小合同研修会」の中で環境について情報交換をする。 実績：年2回の研修会を開催し、環境についての情報交換等は実施できた。 28計画：子どもを取り巻く環境について、幼保小の連携を意識しながら、年2回の「幼保小合同研修会」の中で情報交換を行う。</p>	学校教育課
自然体験教室の開催	<p>◎豊かな自然を活用した体験教室(移動教室・サタデーオープンスクール*・サマーオープンスクール*など)を開催する。【再掲1-4】 計画：伊久美地区の豊かな自然の中での体験学習を通して自然のすばらしさを実感するために、移動教室は15日間、サタデーオープンスクールは26日間、サマーオープンスクールは9日間開催する。 実績：移動教室は15日間(385人)、サタデーオープンスクールは25日間(510人)、サマーオープンスクールは8日間(188人)開催し、計1,083人が参加した。 28計画：伊久美地区の豊かな自然の中での体験学習を通して、自然のすばらしさを実感するために、移動教室は11日間、サタデーオープンスクールは25日間、サマーオープンスクールは8日間開催する。</p>	学校教育課
	<p>○青少年育成事業において、地域での自然体験教室を開催する。【再掲1-4】 計画：自然とふれあいながら心身ともに健やかでたくましい青少年を育成する体験活動を、5月から10月までの間で全7回実施する。 実績：山村都市交流センターささまにおいて実施した宿泊キャンプ活動や野外活動センター山の家にて「緊急事態発生！生きる力を身につけろ！！」をテーマに防災について学んだ。内容は、ダンボールハウス作りやバケツリレー、担架リレー。また、野外で行ったエコクッキングでは、飯ごうを使わず、お鍋も汚さない方法として、ビニール袋でお米を炊き、カレーも作った。以上のような野外体験活動を全6回実施した。(延べ参加者数：315人)これらの活動を通して、自然の中での危険予知や対処法を学んだ。(残念ながら、大井川ゴムボート下りが川の水量等の影響により中止となった。) 28計画：自然とふれあいながら心身ともに健やかでたくましい青少年を育成する体験活動を、5月から10月までの間で全7回実施する。</p>	社会教育課
アース・キッズ事業の実施	<p>○地球温暖化対策に取り組む新たな担い手を育成するため、アース・キッズ事業を実施する。 計画：アース・キッズ事業を実施し、300人以上の参加を目指す。 実績：市内8校で実施し、395人が参加した。 28計画：アース・キッズ事業を実施し、300人以上の参加を目指す。</p>	環境課
環境学習の推進	<p>◎市民を対象とした環境学習講座を実施する。 計画：環境に対する幅広い知識を身に付けるための講座を9月～11月で全6回開催する。 また、8月頃に親子環境学習講座の実施を検討する。 実績：環境学習講座を9月～12月で全6回開催し、市民14人が参加した。 親子環境学習講座を8月に開催し、市民22人が参加した。 28計画：環境に対する幅広い知識を身に付けるための講座を9月～12月で全6回開催する。また、8月頃に親子環境学習講座の実施を検討する。</p>	環境課
	<p>◎環境に関する出前講座を実施する。 計画：市政出前講座 ふれあいしまだ塾「地球温暖化と私たちの暮らし」、「川の汚れについて」、「ごみから護美へ」を実施する。 実績：平成27年度については、市政出前講座の申込がなかった。 28計画：市政出前講座 ふれあいしまだ塾「地球温暖化と私たちの暮らし」、「川の汚れについて」、「ごみから護美へ」の講座申込があった場合、実施する。</p>	

取組内容		取組内容の詳細	担当課
環境教育	環境人材バンク*による人材派遣	<p>○環境保全活動に取り組む市民・事業者を環境人材バンクに登録し、環境に関する各種講座・体験教室及び学校教育現場に派遣する。</p> <p>計画：人材バンクへの登録者数を増やし、制度の拡充を図るため、各種講座や教育現場へ広く募集を募る。</p> <p>実績：環境関連団体やホームページを通じて広く募集を行った。環境人材バンクへの新規の登録はなかった。環境人材バンクへの登録者数7人、講座への派遣2件。</p> <p>28計画：人材バンクへの登録者数を増やし、制度の拡充を図るため、各種講座や教育現場へ広く募集を募る。</p>	環境課

取組の方向 5-2 環境情報を発信する

数値目標

指標名	基準値 (H23年度)	H27年度	中間目標 (H29年度)	中間目標に対する 達成率
環境課ホームページアクセス数	65,000件	76,524件	72,000件	100%

環境課ホームページアクセス数は大幅に増加しました。

市の施策

取組内容		取組内容の詳細	担当課
環境情報	環境情報の収集	<p>○環境保全の税制・補助金に関する情報を収集する。</p> <p>計画：関係機関等より環境保全の税制・補助金に関する情報を随時収集する。</p> <p>実績：関係機関の通知、環境関連雑誌、環境関連メールマガジン、インターネット等の利用により環境保全の税制・補助金に関する情報を収集した。</p> <p>28計画：関係機関等より環境保全の税制・補助金に関する情報を随時収集する。</p> <p>○環境に関する各種講座・イベントの情報を収集する。</p> <p>計画：関係機関等より情報を随時収集する。</p> <p>実績：関係機関の通知、環境関連雑誌、環境関連メールマガジン、インターネット等の利用により情報を収集した。</p> <p>28計画：関係機関等より情報を随時収集する。</p> <p>○環境に関する先進事例の情報を収集する。</p> <p>計画：関係機関等より情報を随時収集する。</p> <p>実績：関係機関の通知、環境関連雑誌、環境関連メールマガジン、インターネット等の利用により情報を収集した。</p> <p>28計画：関係機関等より情報を随時収集する。</p> <p>○市民・事業者の環境保全活動に関する情報を収集する。</p> <p>計画：環境保全活動登録制度により、市民・事業者の環境保全活動を「しまだエコ活動」として登録する。</p> <p>実績：13団体23活動を登録し、環境保全活動に関する情報を収集した。</p> <p>28計画：環境保全活動登録制度により、市民・事業者の環境保全活動を「しまだエコ活動」として登録する。</p>	環境課
	環境情報の発信	<p>○広報紙やホームページ、ツイッター、コミュニティFMなど、様々なメディアを用いて環境情報を発信する。</p> <p>計画：提供できる情報があれば速やかに情報を発信する。</p> <p>実績：環境月間情報、衛生月間情報、イベント情報、補助金情報、市民が参加可能な環境取組等を広報紙・ホームページへの掲載、ポスターの掲示、パンフレットの掲出、コミュニティFM、商工課メールマガジン等により情報提供を行った。</p> <p>28計画：提供できる情報があれば速やかに情報発信する。</p>	環境課

取組内容		取組内容の詳細	担当課
環境情報	年次報告書の発行	○本市の環境の現状や環境施策の実施状況などについてわかりやすくまとめた年次報告書を作成し、公表する。 計画：年1回、環境報告書、環境活動レポートを作成・公表する。 実績：環境報告書（3月発行）、環境活動レポート（12月発行）を作成・公表した。 28計画：年1回、環境報告書、環境活動レポートを作成・公表する。	環境課

取組の方向 5-3 環境保全活動を活発にする

数値目標

指標名	基準値 (H23年度)	H27年度	中間目標 (H29年度)	中間目標に対する 達成率
しまだエコ活動登録件数（累計）	0件	39件	50件	78%

しまだエコ活動登録件数は順調に増加していますが、更なる登録増加に向けた情報発信等が必要となります。

市の施策

取組内容		取組内容の詳細	担当課
協働による計画の推進	連携のしくみづくり	○市民・事業者・市が環境を軸として連携するしくみを整備する。 計画：市民・事業者・市で構成される環境審議会を開催する。 実績：環境審議会を1回開催し、島田市環境報告書について市民団体・事業者と情報交換及び環境に関する取組について調整を図った。 28計画：市民・事業者・市で構成される環境審議会を開催する。 ○市民団体間の情報交換や人的交流を支援する。 計画：①市民団体間の情報交換や人的交流を支援する手法を検討する。 ②市民団体・事業所・市が協働・連携して活動できるイベントを検討する。 実績：①3月に市民団体と環境活動報告会を実施し、情報交換や人的交流を図った。 ②10月に市民団体・事業所・市が協働・連携し、暮らし・消費・環境展を開催した。 28計画：①市民団体間の情報交換や人的交流を支援する手法を検討する。 ②市民団体・事業所・市が協働・連携して活動できるイベントを検討する。	環境課
環境保全活動	環境保全活動の支援	○市民団体・事業者による環境保全活動への協力・支援を行う。 計画：環境保全活動登録制度により、市民・事業者の環境保全活動を「しまだエコ活動」として登録することによって支援及び活動の活性化を図る。 実績：13団体23活動を登録し、ホームページ上で公開するとともにその活動に伴う参加者を募集する等、環境保全活動への協力・支援を行った。 28計画：環境保全活動登録制度により、市民・事業者の環境保全活動を「しまだエコ活動」として登録することによって支援及び活動の活性化を図る。	環境課
	協働による水辺環境の保全	○河川愛護団体への支援を行うとともに、県によるリバーフレンドシップ*制度などの活用により、市民と協働で取り組む水辺環境の保全を推進する。【再掲1-1】 計画：①河川愛護団体との調整を図り、補助金の交付を行う。 ②リバーフレンドシップ団体と県との調整を図り、物品の支給を行う。 ③新規リバーフレンドシップ締結希望団体と県との調整を図る。 実績：①滞りなく補助金の交付を実施した。 ②リバーフレンドシップ団体への物品支給を行った。 ③2つの河川愛護団体と新たに協定を締結した。 ④神座鶴網自治体が河川・海岸の美化・愛護表彰において国交省中部整備局長賞を受賞した。 28計画：①河川愛護団体との調整を図り、補助金の交付を行う。 ②リバーフレンドシップ団体と県との調整を図り、物品の支給を行う。 ③新たにリバーフレンドシップを締結したい団体と県との調整を図る。	土木管理課

取組内容		取組内容の詳細	担当課
環境保全活動	環境美化活動の推進	<p>◎市内一斉環境美化活動を実施し、環境美化の意識高揚を図る。【再掲3-3】</p> <p>計画：市内一斉環境美化活動（川ざらい）を実施し、土砂の浚渫を行う。 実績：4月4日・5日、市内一斉環境美化活動（川ざらい）を実施した。 76町内会参加・土のう搬入550t。</p> <p>28計画：市内一斉環境美化活動（川ざらい）を実施し、土砂の浚渫を行う。</p> <p>◎地域住民によるごみ拾いなどの環境美化活動を推進する。【再掲3-3】</p> <p>計画：環境衛生自治推進委員によるごみ集積場のパトロールを実施する。 実績：9月の環境衛生月間に、伊太、相賀、神座を重点地区として集積場パトロールを実施した。また、地域住民で行う奉仕作業で集められたごみの回収に協力した。</p> <p>28計画：環境衛生自治推進委員によるごみ集積場のパトロールを実施する。 また、地域住民によるごみ拾い奉仕活動の協力を行う。</p> <p>○ボランティアによる道路の環境美化活動を支援する。【再掲3-3】</p> <p>計画：ボランティア・サポート・プログラムに基づき、地域住民や団体等の自主的な活動による環境美化活動を推進する。 実績：国道1号線インターチェンジ周辺の環境美化活動を行う8団体を支援した。</p> <p>28計画：ボランティア・サポート・プログラムに基づき、地域住民や団体等の自主的な活動による環境美化活動を推進する。</p>	環境課
開発時の環境配慮	開発時の環境への配慮の推進	<p>○一定規模以上の土地の利用に当たっては、地域の良好な自然環境及び生活環境の保全のため、十分配慮するよう指導を行う。</p> <p>計画：土地利用事業計画申請案件について、土地利用対策委員会幹事会で審議し、事業者には調整池や雨水浸透施設*、緑地の設置を指導する。</p> <p>実績：土地利用事業計画23件について、土地利用対策委員会幹事会において、事業者には調整池や雨水浸透施設、緑地の設置を指導した。 指導要綱を見直し・改正については、新たに「土の採取」に関わる事業について、区画形質の変更を伴う一定規模以上の事業について対象事業として明記したほか、建築物等用途分類表について、対象事業の追加等条文の整理を行った。</p> <p>28計画：土地利用事業計画申請案件について、土地利用対策委員会幹事会で審議し、事業者には調整池や雨水浸透施設、緑地の設置を指導する。</p>	都市計画課

コラム2

ごみの減量促進

本市では、循環型社会を構築していくことを目的に、島田市廃棄物減量等推進協議会から提言を受け、島田市一般廃棄物処理基本計画を策定しています。この計画では「3R(リデュース、リユース、リサイクル)でごみを減らす」ための取組を基本方針として様々な施策を展開する中で、市民の皆さんには、特に「紙ごみの減量(雑紙リサイクルの推進)」、「生ごみの発生抑制・排出抑制(生ごみの堆肥化推進)」、「資源回収の推進」に協力いただくようお願いします。



第4章 地球温暖化対策実行計画の進捗状況

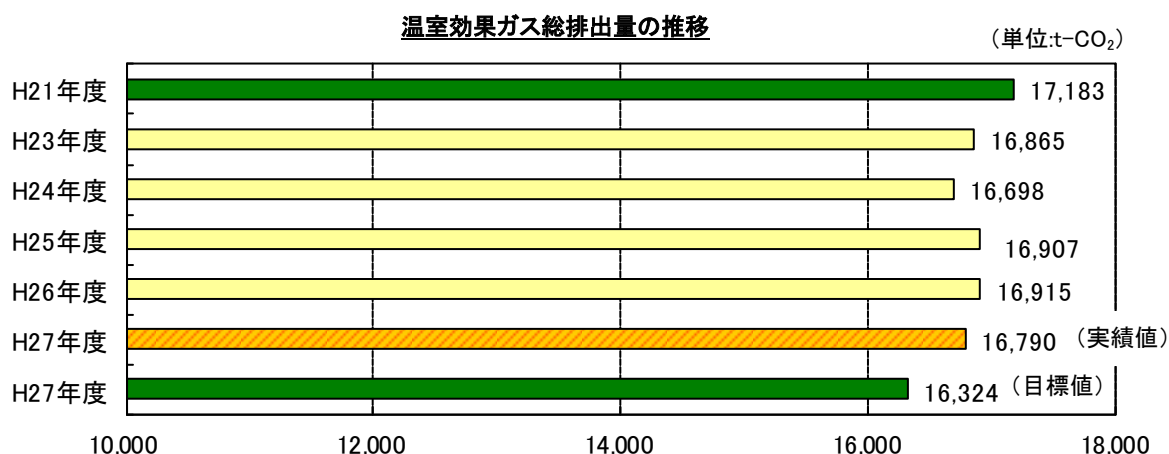
1 市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量

ここでは、島田市地球温暖化対策実行計画に基づく平成27年度の実績値を報告します。

1-1 全体目標の進捗状況

- 平成27年度に市役所全体の事務・事業から排出された温室効果ガスの量は16,790 t-CO₂で、基準年度と比較して△2.3%（393 t-CO₂削減）という結果でした。

項目	基準年度 (H21年度)	平成27年度	目標年(H27年度) 《目標値》
		増減率 (対H21年度比)	目標削減率 (対H21年度比)
温室効果ガス総排出量	17,183 t-CO ₂ /年	16,790t-CO ₂ /年 △2.3%	16,324 t-CO ₂ /年 △ 5.0%



- 排出された温室効果ガスの種類別内訳をみると、二酸化炭素が全体の約98%を占めています。

温室効果ガスの種類別排出状況 (単位:t-CO₂)

ガス種別	基準年度 (H21年度)	平成27年度	構成比
二酸化炭素 (CO ₂)	16,914	16,600	98.88%
メタン (CH ₄)	34	27	0.16%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	229	157	0.93%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	6	6	0.03%
合計	17,183	16,790	100%

※パーフルオロカーボン(PFC)及び六ふつ化硫黄(SF₆)については、本計画では対象外としている。

1-2 取組目標の進捗状況

取組方針①：施設におけるエネルギーの有効利用

- 電力使用量の最も多い施設は、島田市民病院の7,354,908kWhで全体の約25%を占めています。平成27年度は、島田市民病院や総合スポーツセンターなど多くの施設で前年度と比較して使用量の削減が見られましたが、中部学校給食センターの本格稼動に伴い使用量全体としては増加となりました。
- A重油の主な使用施設は、島田市民病院の566,006L、クリーンセンターの168,410Lで、全体の約87.9%を占めています。また、A重油を使用していた西部調理場が中部給食センターに統合されたため、全体の使用量は大幅に削減されています。
- 灯油の主な使用施設は、川根温泉（156,972L）及び田代環境プラザ（145,051L）です。平成27年度は、川根温泉及び島田市斎場での使用量の削減効果等により、23%の大幅削減を達成しました。
- LPガスの使用が最も多いのは温泉施設で、田代の郷温泉（68,485^m）、川根温泉ホテル（38,599^m）、川根温泉（20,487^m）の3施設で、全体の約63%を占めています。また平成27年度は、中部学校給食センターが本格稼動となり、使用量が42,254^m加わり、全体としては増加しました。

取組目標	基準年度 (H21年度)	平成27年度	目標年(H27年度) 《目標値》
		増減率 (対H21年度比)	目標削減率 (対H21年度比)
電力の使用量 (購入電力)	28,730,652 kWh	29,375,227kWh +2.2%	27,294,120 kWh △ 5.0%
A重油の使用量	1,028,202 L	835,626 L △ 18.7%	976,792 L △ 5.0%
灯油の使用量	538,604 L	414,615L △ 23.0%	511,674 L △ 5.0%
LPガスの使用量	139,127 m ³	202,306m ³ +45.4%	132,171 m ³ △ 5.0%
都市ガスの使用量	166,526 m ³	150,224m ³ △9.8%	目標値の設定なし -

取組方針②：自動車におけるエネルギーの有効利用

- 軽油については、17.4%の削減を達成した一方で、ガソリンについては、2%の増加となってしまいました。公用車の適正な運用管理に努め、エコドライブの実施、低公害車への切り換えを推進していきます。

取組目標	基準年度 (H21年度)	平成27年度	目標年(H27年度) 《目標値》
		増減率 (対H21年度比)	目標削減率 (対H21年度比)
ガソリンの使用量	125,176 L	127,665 L + 2.0%	118,918 L △ 5.0%
軽油の使用量	166,477 L	137,529L △ 17.4%	158,154 L △ 5.0%

取組方針③：水の有効利用と健全な水循環の形成

- 水の使用量については、7.1%の削減を達成することができました。今後も、節水に努め、漏水の確認等、管理点検を定期的実施していきます。

取組目標	基準年度 (H21年度)	平成27年度	目標年(H27年度) 《目標値》
		増減率 (対H21年度比)	目標削減率 (対H21年度比)
水の使用量	493,229 m ³	458,241 m ³	468,568 m ³
		△ 7.1%	△ 5.0%

取組方針④：事務用品の購入・使用における環境配慮

- 用紙の使用量については、両面集約印刷の推奨や裏紙の使用等節約に努めていますが、業務の拡大や制度の拡大等により11.4%の増加となりました。使用量の削減を図るとともに、総合評価値による評価を行い、環境に配慮した製品の購入を目指します。
- グリーン購入の実施については、96.2%と実施率が向上しました。また、整理等で不要・余剰となった各課が保有する事務用品等の情報を、全庁LANへ登録し、全庁的な有効活用を図っています。

取組目標	基準年度 (H21年度)	平成27年度	目標年(H27年度) 《目標値》
		増減率 (対H21年度比)	目標削減率 (対H21年度比)
用紙の使用量 (総務課集中管理分) A4版換算	5,675,908枚	6,321,000枚	5,000,000枚以下
		+ 11.4%	△ 12.0%
グリーン購入率	58.9%	96.2%	100%
		37.3%向上	41%向上

取組方針⑤：廃棄物の減量化・リサイクルの推進

- 燃えるごみの排出量は、施設の増加等に伴い基準年度より増加しています。廃棄物の発生を抑制に努めると共に、リユース・リサイクルを推進し、資源の有効利用を図ります。

取組目標	基準年度 (H21年度)	平成27年度	目標年(H27年度) 《目標値》
		増減率 (対H21年度比)	目標削減率 (対H21年度比)
燃えるごみ排出量	585,565 kg	705,828 kg	527,009 kg
		+20.5%	△ 10%

取組方針⑥：化学物質等の適正管理

- 特定、代替フロン封入機器や化学薬品等の適正に管理に努めています。

取組目標	基準年 (H21年度)	平成27年度	目標年(H27年度) 《目標値》
特定フロン封入機器 廃棄時の適正回収率	-	100%	100%
代替フロン封入機器 廃棄時の適正回収率	-	100%	100%

取組方針⑦：公共事業に伴う環境負荷の低減

- 建設廃材の再資源化と適正処理の推進、リサイクル資材の利用推進等により資源の有効利用や外部への環境負荷の低減を図っています。

取組目標	基準年 (H21年度)	平成27年度	目標年(H27年度) 《目標値》
建設廃材の再資源化率	72%	33%	95%

2 市域における温室効果ガス排出量（参考）

ここでは市域における平成24年度の温室効果ガス排出量について報告します。（静岡県地球温暖化防止活動推進センター委託による推計・算定）

2-1 算定方法の変更

今年度の報告では、温室効果ガス排出量の算定方法が変更されました。昨年度の報告は平成24年度排出量のものでありましたが、新たな算定方法による本報告書に関しても平成24年度排出量の報告となっています。日本政府が中核的統計資料の「総合エネルギー統計」を改訂したことを踏まえ、これまで推計資料であった「石油等消費構造統計」から「都道府県別エネルギー消費統計」を用いて新たに平成24年度から算定をしています。

また、平成23年度以前のデータについては、旧算定における平成24年度値と平成23年度以前値の比率を新算定方式の平成24年度値に乘じることにより求めたもので、新算定方式により新たに算定したものではありません。

2-2 島田市域における温室効果ガス排出量の推移

- 温室効果ガス排出量は810万7千t-CO₂（全国の0.05%）で、前年度と比較すると1.4%の増加となりました。なお、全国では前年度と比べて2.7%の増加となっています。

（単位：千t-CO₂）

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	前年度比 増減率	平成24年 (旧算定)
二酸化炭素 (CO ₂)	738.9	727.8	775.7	787.0	+1.5%	1315.6
メタン (CH ₄)	8.3	8.3	8.3	8.0	△3.6%	12.6
一酸化二窒素 (N ₂ O)	13.0	12.0	12.1	12.0	△0.8%	19.2
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	4.7	3.5	3.6	3.1	△13.9%	6.5
パーフルオロカーボン (PFCs)	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0.0
六ふつ化硫黄 (SF ₆)	0.6	0.5	0.6	0.7	+16.7%	0.37
合計	764.8	751.6	799.7	810.7	+1.4%	1354.3
<比較> 全国	1,250,424.1	1,304,299.7	1,354,313.9	1,390,484.5	+2.7%	1,343,117.7

※ 端数処理により合計・増減率と一致しないことがあります。

2-3 島田市域における部門別二酸化炭素排出量の推移

・産業部門において、化学・化学繊維・紙、パルプ製造業が12.1%削減しましたが、機械業が1.6%の増加、他業種・中小製造業は16.5%の増加となり、産業部門全体で2.2%の増加となっています。

(単位:千t-CO₂)

部 門	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	前年度比 増減率	平成24年度 (旧算定)
産業	322.2	298.4	337.0	344.4	+2.2%	807.6
運輸	187.2	194.4	194.4	187.9	△3.3%	266.0
民生・家庭	135.4	137.8	145.3	144.3	△0.7%	155.4
民生・業務	76.6	80.0	86.9	91.2	+4.9%	67.1
廃棄物処理	17.4	17.2	19.4	19.2	△1.0%	19.5
合計	738.9	727.8	775.7	787.0	+1.5%	1,315.6
<比較> 全国	1,161,132.9	1,211,534.6	1,260,759.7	1,295,500.5	+2.8%	1,275,610.7

※項目について

産業・・・製造業や建設業、加工業など、市内の工場による排出量

運輸・・・鉄道、貨物車、乗用車(自家用車を含む)の使用による排出量

民生・家庭・・・家庭の電気・ガス・灯油による排出量

民生・業務・・・民間施設(店舗・オフィスなど)、公共施設による排出量

廃棄物処理・・・家庭、事業の一般廃棄物処理による排出量